第2期 川崎市緑の実施計画

川崎市

第2期 川崎市緑の実施計画

目 次

序章	緑の実施計画の趣旨	1
序-2	はじめに 緑の実施計画の考え方 これまでの取組について	1
第1章	施策体系及び主な取組	5
1-2	緑の基本計画の施策体系リーディング事業132の主な取組を支える事業の概要	1 7
第2章	緑の施策目標	82
2-1 2-2 2-3 2-4	水辺地空間の維持	83 83
第3章	地球環境への貢献	85
第4章	進行管理	88

序 章 緑の実施計画の趣旨

序-1 はじめに

川崎市は、1995(平成7)年に策定された川崎市緑の基本計画(以下「緑の基本計画」 という)を2008(平成20)年3月に改定しました。

「川崎市緑の実施計画」(以下「実施計画」という)は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(以下「緑の条例」という)第9条に規定する本市独自の制度で、「緑の基本計画」に示された5つの基本方針と緑の施策目標を着実に実行していくためのアクションプログラムとその推進管理を示すものです。

本実施計画は、2008年度から2010年度までの3ヶ年を対象とした実施計画の計画期間の終了を受け、「第2期緑の実施計画」として策定するものです。

序-2 緑の実施計画の考え方

1. 計画の対象

緑の基本計画に示された5つの基本方針を支える50の基本施策に対して、それらを 推進するための132の主な取組を構成する事業を対象とします。

2. 計画期間

緑の基本計画の計画期間は、2008 (平成 20) 年度から 2017 (平成 29) 年度までの 10 年間としていますが、第2期実施計画は、緑の基本計画を着実に推進していくために、 新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画に整合させ、2011 (平成 23) 年度から 2013 (平成 25) 年度までの3ヶ年を計画期間とします。

3. 計画の推進

(1) 進行管理

実施計画は、計画 (PLAN)・実行 (DO)・評価 (CHECK)・改善 (ACTION) に加え、学習 (LEARN)・公表 (PUBLICATION) の6つの視点を基本として進行管理を行います。

緑の条例第9条では、緑の保全及び緑化の推進のための実施計画の策定と併せて、その進行状況を毎年度環境審議会に報告し、必要な助言を得ることとしています。

また、川崎市環境基本計画における進行管理との整合性を図ります。

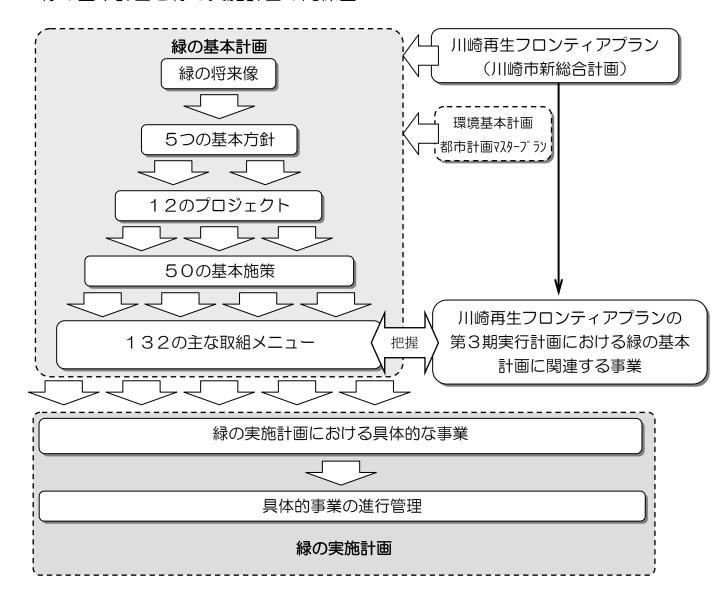
(2) リーディング事業

緑の基本計画に示された5つの基本方針を推進するための牽引役となる事業をリーディング事業と位置づけ、それらを着実に実現させることを目指します。

(3)緑の実施計画と川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との関係

実施計画の対象事業は所管局が多岐にわたっているため、局間の連携を密にし、実施計画に掲げた事業を着実に実施していくための全庁的な取組を進める必要があります。 実施計画では、緑の基本計画に示された5つの基本方針を支える取組の着実な進行を 目指すために、川崎再生フロンティアプランの第3期実行計画との整合を図ります。

■緑の基本計画と緑の実施計画の関係図



序一3 これまでの取組について

本計画を策定するにあたって、2008年度から2010年度までの3ヶ年を対象とした実施計画 (以下、第1期実施計画という)の取組の総括を行い、環境審議会に報告し、助言を受けました。

なお、50の基本施策ごとの総括は、報告時に確定していた 2008 年度・2009 年度の2 ヶ年を対象とし、リーディング事業については3 ヶ年目の実績概況を含めた3 ヶ年を対象としました。

1. 施策の進捗状況

2008 年度と 2009 年度については、50の基本施策を支える事業ごとの達成状況と、 緑の基本計画における緑の施策目標の達成状況の評価を行い、審議会への報告を行いま した。

各事業の達成状況については、一部で2ヶ年とも目標に達しなかった事業もみられましたが、「樹林地の保全」が2ヶ年にわたって目標を上回って達成するなど、2008年度、2009年度ともに目標をほぼ達成した事業が大半を占めており、一定の成果をあげていると言えます。

2008 年度、2009 年度の進捗状況に対する課題および審議会からの助言をもとに、2011 年度から 2013 年度の事業展開の方針を検討することにより、緑の基本計画のさらなる推進を目指します。

2. リーディング事業

リーディング事業 (全10事業) については、2010年度の実績の見込みも含め、3ヶ年の実績の取りまとめを行いました (P.17以降参照)。

これらのリーディング事業については、これまでの課題を踏まえた上で、今後も緑の 基本計画を推進するための牽引役となるよう、より積極的な推進を目指します。

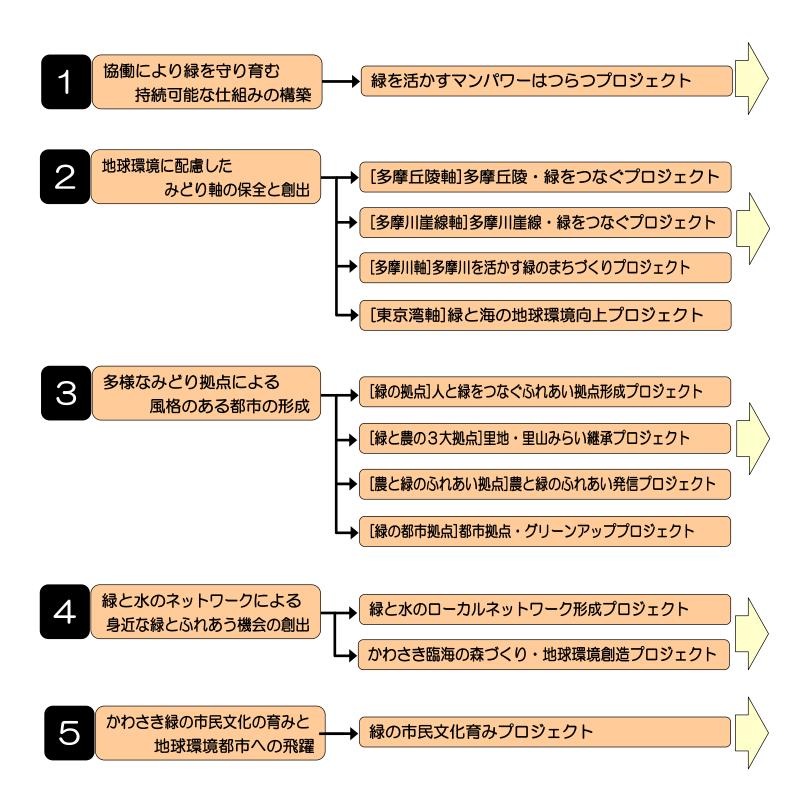
第1章 施策体系及び主な取組

<u>1-1 緑の基本計画の施策体系</u>

緑の基本計画の施策体系は、次頁以降に示す体系図のとおりとなっています。なお、施策体 系は次の4つの特徴を備えています。

- ・緑の基本計画は、「5つの基本方針」を設定しています。
- ・5つの基本方針を実現させるために「12のプロジェクト」を設定しています。
- ・12のプロジェクトは、それぞれの内容に対応する「50の基本施策」の相互展開により支えられています。
- ・50の基本施策は、「132の主な取組」に関係する様々な事業により支えられています。
- ・「132の主な取組」に関係する事業のうち、50の基本施策の牽引役となる事業を「リーディング事業」と位置づけています。

【5つの基本方針】 【12のプロジェクト】



【プロジェクトを支える50の基本施策】

)		
1緑のステークホルダーの参加の促進			【リーディング事業】
2線のボランティア活動の推進	<u> </u>		
3緑のボランティアの育成の推進			管理運営協議会の設立
4緑のボランティアセンター機能の充実		• • •	・・ 日達建日 別議立の設立
5樹林地の保全	\ <u>\</u>		促進
6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組	J V		
7地域に残された身近な緑の継承			
8様々な施策による緑地の保全			緑のボランティアセン
9新たな緑地保全施策に向けた検討			ター機能の充実
10開発事業等における緑地の保全と創出	<u>,</u>		
11川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定			
12関係自治体との広域連携の推進			
13農地の保全と活用		• • •	特別緑地保全地区の指
14農を知る機会と参加する仕組みの充実	ĮV		定拡大
15道路の緑化推進			
16街路樹の適正な管理の推進	Į		
1 7河川の環境整備の推進	Į		多摩川プランの推進
18公共公益施設の緑化推進		•••	••
19緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進			
20多様な手法による緑化推進		۱,	
21緑化助成制度の普及と充実		1	
22事業所緑化の推進		3	大規模公園緑地の整備
23大規模公園緑地の整備推進			推進
24身近な公園の整備推進		2	
25多様な手法による公園緑地の整備推進)	\mathcal{O}	
26リフレッシュパーク事業の推進) V	32の主	緑化推進重点地区計画
27公園緑地の維持管理の充実			の策定
28多様な手法による公園緑地の管理運営		な	ORRE
29公園緑地の活性化の推進		取	
30多摩川プランの推進	Ì		かわさき里地・里山ミ
31多摩川エコミュージアムプランの推進	ĺ	組 …	• •
32多摩川緑地の整備と維持管理の充実		. —	ュージアム構想の推進
33多摩川河口干潟の保全			
34川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実			
35臨海都市拠点の土地利用再編機会を捉えた緑と水のまちなみ形成			「かわさき臨海のもり
36「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の促進	<u> </u>		づくり」の推進
37臨海部における緑のストックの活用	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
38港湾緑地の整備推進			
39新たな緑地の創出	$\left\{ \right.$		地域緑化推進地区認定
40環境学習の推進		• • •	• •
41普及啓発活動の推進			の推進
42市民による緑化活動の推進	{ .		
42市民による緑化活動の推進	{\		
44線の情報発信の推進	{		140万市民による植樹
45緑の取り組みに対する表彰等の充実	{ /	•••	運動の推進
46緑の交流の場づくり	{		Z=3,0,1EZ=
47緑のストックのPRと活用の促進	$\left\{ \right.$		
48線の調査研究	{		
	{		
49緑のリサイクルの推進 50星短型では、た緑の物等推進	{		
50景観計画と連携した緑の施策推進	J		1

プロジェクトの構成

緑の基本計画に示された12のプロジェクトは、複数の「施策の方向性」により構成されています。ここでは、それぞれの方向性に位置づけられた50の基本施策を示します。

基本方針 1

協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築

Pro1 緑を活かすマンパワーはつらつプロジェクト

I 様々な主体との協働による緑のまちづくりの促進

緑のステークホルダーの参加の促進と活動の推進に向けて次の取組を行います。

【関連する基本施策】

1緑のステークホルダーの参加の促進

2緑のボランティア活動の推進

Ⅱ 緑の協働への支援の充実

人材の育成を行いながら、地域主体の緑のまちづくりを次の取組により進めます。

【関連する基本施策】

3緑のボランティアの育成の推進

Ⅲ 協働により緑を「守り・育む」仕組みの充実

財団法人川崎市公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能の充実を次の取組により進めます。また、緑に関する市民活動を充実させるために市民活動拠点の確保とその機能の充実を図ります。

【関連する基本施策】

4緑のボランティアセンター機能の充実

46緑の交流の場づくり

Pro2 多摩丘陵・緑をつなぐプロジェクト

I まとまりのある樹林地と農地の保全

地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策や農地保全施策などの連携を進めるとともに、保全緑地等の有効活用を図ります。

【関連する基本施策】

- 5樹林地の保全
- 8様々な施策による緑地の保全
- 9新たな緑地保全施策に向けた検討
- 11川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定
- 13農地の保全と活用
- 23大規模公園緑地の整備推進

Ⅱ 市民が緑と農にふれあえる場づくり

保全された緑地等を活用し、緑と農にふれあえる場づくりに努めます。

【関連する基本施策】

6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組

14農を知る機会と参加する仕組みの充実

Ⅲ 広域連携による多摩丘陵の緑の保全と活用の検討

多摩・三浦丘陵における「木もれ日のみどりと海に輝くみどりをつなぐ仕組みづくり」 の検討とともに、「みどりはつなぎ手」という共通認識のもと「新たなコモンズの再生」 を目指し、関係自治体の意識の共有化と情報交換を進めます。

【関連する基本施策】

12関係自治体との広域連携の推進

Pro3 多摩川崖線・緑をつなぐプロジェクト

I 多摩川崖線軸の骨格を形成する樹林地の保全

公園・緑地の整備や緑化施策と連携しながら、多摩川崖線軸の緑のつながりの維持に 努めます。

【関連する基本施策】

5樹林地の保全

8様々な施策による緑地の保全

9新たな緑地保全施策に向けた検討

11川崎ふるさとの小径路(遊歩道)の設定

23大規模公園緑地の整備推進

Ⅱ 軸をつなげる緑化の推進

緑地保全施策と併せて地域緑化運動の促進等により緑の創出を進め、多摩川崖線軸の 緑のつながりの回復に努めます。

【関連する基本施策】

20多様な手法による緑化推進

21緑化助成制度の普及と充実

Ⅲ 市民との協働による緑地管理の推進

多摩川崖線に存する保全された緑地等の再生を市民協働で進めます。

【関連する基本施策】

6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組

Pro4 多摩川を活かす緑のまちづくりプロジェクト

I 総合的な多摩川の保全と活用の推進

多摩川プランに示された重点エリアを中心に、多摩川の保全と活用を進めます。

【関連する基本施策】

30多摩川プランの推進

31多摩川エコミュージアムプランの推進

32多摩川緑地の整備と維持管理の充実

Ⅱ 多摩川と市街地の緑と水のネットワーク形成

多摩摩川流域の自然的環境資源を有効に活用し、緑と水のネットワーク形成を目指し ます。

【関連する基本施策】

11川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定

20多様な手法による緑化推進

Ⅲ 多摩川と一体となった都市景観の向上

多摩川景観形成ガイドラインの主旨に沿った地域緑化を促進します。

【関連する基本施策】

- 19緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進
- 20多様な手法による緑化推進
- 22事業所緑化の促進

Ⅳ 多摩川の自然環境の保全

多摩川河口の自然環境の保全に向けた取組を国と連携しながら進めます。

【関連する基本施策】

33多摩川河ロ干潟の保全

Pro5 緑と海の地球環境向上プロジェクト

I 港にみどりの拠点を創出する

港湾緑地等の整備推進を図ります。

【関連する基本施策】

- 37臨海部における緑のストックの活用
- 38港湾緑地の整備推進
- 39新たな緑地の創出

Ⅱ 千鳥町公共埠頭の再整備による緑の創出

千鳥町公共埠頭の再整備の機会を捉えた緑の創出を検討します。

【関連する基本施策】

34川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実

Ⅲ 臨海部における先導的な緑と水のまちなみ形成

土地利用の再編機会等を捉えながら地域緑化の促進を行います。

【関連する基本施策】

35臨海都市拠点の土地利用再編機会を捉えた緑と水のまちなみ形成

Pro6 人と緑をつなぐふれあい拠点形成プロジェクト

I 大規模公園の整備推進と維持管理の充実

富士見公園、等々力緑地、生田緑地、菅生緑地等の大規模公園緑地の整備を行うとと もに、それぞれの公園緑地の特徴が効果的に発揮される維持管理等の充実を図ります。

【関連する基本施策】

- 23大規模公園緑地の整備推進
- 28多様な手法による公園緑地の管理運営
- 29公園緑地の活性化の推進
- 41普及啓発活動の推進
- 44緑の情報発信の推進
- 47緑のストックのPRと活用の促進

Ⅱ 地域の核となる地区公園等の機能の充実

老朽化した地区公園等の再整備を市民参加により進めます。

【関連する基本施策】

26リフレッシュパーク事業の推進

Ⅲ 港湾緑地の整備推進

港湾緑地の整備を推進します。

【関連する基本施策】

38港湾緑地の整備推進

47緑のストックのPRと活用の促進

Ⅳ 市民参加による保全緑地の再生促進

保全緑地の適切な管理を進めるために、市民活動と連携した取組を進めます。

【関連する基本施策】

6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組

47緑のストックのPRと活用の促進

V 緑豊かな市民利用施設の機能充実

緑化センター、農業技術支援センター、川崎マリエンの特徴を活かした施設機能の充実とPRを進めます。

【関連する基本施策】

41普及啓発活動の推進

44緑の情報発信の推進

47緑のストックのPRと活用の促進

Pro7 里地・里山みらい継承プロジェクト

I 農ある風景の保全

緑と農の3大拠点である黒川、岡上、早野地区の「農ある風景」の継承に努めます。

【関連する基本施策】

- 5樹林地の保全
- 6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組
- 7地域に残された身近な緑の継承
- 8様々な施策による緑地の保全
- 9新たな緑地保全施策に向けた検討
- 11川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定
- 13農地の保全と活用
- 14農を知る機会と参加する仕組みの充実
- 17河川の環境整備の推進
- 41普及啓発活動の推進
- 44緑の情報発信の推進
- 47緑のストックのPRと活用の促進
- 48緑の調査研究

Pro8 農と緑のふれあい発信プロジェクト

I 台地に広がる農地と樹林地の一体的な保全

久末地区に残された樹林地と農地の一体的な保全に努め、営農環境を維持しながら地 域環境の向上を目指します。

【関連する基本施策】

- 5樹林地の保全
- 6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組
- 13農地の保全と活用

Ⅱ 地域住民や学校等との連携による農業理解の促進

【関連する基本施策】

14農を知る機会と参加する仕組みの充実

Pro9 都市拠点グリーンアッププロジェクト

I 緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進

緑化推進重点地区及び候補地の重点的な緑化推進を図ります。

【関連する基本施策】

19緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進

緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出

Pro10 緑と水のローカルネットワーク形成プロジェクト

I 緑と水のローカルネットワークの形成

地域ぐるみによる緑の創出・育成を進めるために、軸、拠点等の周辺地域における「地域緑化」の促進や身近な緑の保全継承に努めます。

【関連する基本施策】

5樹林地の保全

6保全された緑地の適切な管理と持続的な取組

7地域に残された身近な緑の継承

8様々な施策による緑地の保全

9新たな緑地保全施策に向けた検討

10開発事業等における緑地の保全と創出

11川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定

13農地の保全と活用

14農を知る機会と参加する仕組みの充実

20多様な手法による緑化推進

21緑化助成制度の普及と充実

50景観計画と連携した緑の施策推進

Ⅱ 緑の質の向上による快適な生活空間の実現

緑を実感できる身近な生活空間の向上を目指して、身近な公園の確保、道路や河川を はじめとした公共施設緑化の推進に努めます。

また、それぞれの緑の機能が効果的に発揮される維持管理の充実を目指します。

【関連する基本施策】

15道路の緑化推進

16街路樹の適正な管理の推進

17河川の環境整備の推進

18公共公益施設の緑化推進

24身近な公園の整備推進

25多様な手法による公園緑地の整備推進

27公園緑地の維持管理の充実

Pro11 かわさき臨海の森づくり・地球環境創造プロジェクト

I 「かわさき臨海の森づくり」の促進

事業者と連携し、臨海部の環境向上を目指した「かわさき臨海のもりづくり」共同アピールに基づき、臨海部の緑の環境改善に努めます。

【関連する基本施策】

- 11川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定
- 20多様な手法による緑化推進
- 21緑化助成制度の普及と充実
- 22事業所緑化の促進
- 36「(仮称) かわさき臨海の森づくり」の促進
- 37臨海部における緑のストックの活用

Ⅱ 内奥運河周辺地域における緑の質の向上

内奥運河周辺地域の住工混在地区については、街路樹や公園緑地の適切な維持管理を 推進するとともに、地域のコンセンサスを得ながら公園施設の環境整備や活性化等を検 討します。

【関連する基本施策】

- 16街路樹の適正な管理の推進
- 18公共公益施設の緑化推進
- 25多様な手法による公園緑地の整備推進
- 27公園緑地の維持管理の充実
- 29公園緑地の活性化の推進

Pro12 緑の市民文化育みプロジェクト

I かわさき緑の市民文化を育む

市民主体の緑の地域活動を促進するための人材の育成や市民緑化運動の普及促進を図ります。

【関連する基本施策】

40環境学習の推進

41普及啓発活動の推進

42市民による緑化活動の推進

Ⅱ 多様な地域における人の交流

市民活動の輪を広げる人材育成や地域間交流を促進します。

【関連する基本施策】

3緑のボランティアの育成の推進

43緑の地域リーダーの参画機会の充実

44緑の情報発信の推進

46緑の交流の場づくり

「47緑のストックのPRと活用の促進

Ⅲ 地球環境都市への貢献

緑の基本計画の推進による緑の保全と創出により、地球温暖化対策、生物多様性の保 全、循環型社会への構築に寄与します。

【関連する基本施策】

42市民による緑化活動の推進

45緑の取り組みに対する表彰等の充実

48緑の調査研究

49緑のリサイクルの推進

1-2 リーディング事業

緑の基本計画に示された基本方針 $1\sim 5$ を推進するための牽引役としてリーディング事業を位置づけ、本実施計画の計画期間において、次の取組について重点的に施策を展開します。

基が1:協働により緑を守り育む持続可能なしくみの構築の推進

管理運営協議会の設立促進

地域活動の多様化や、住民自治、規制緩和等が 求められる中で、市民に身近な街区公園や緑道、 緑地では、これまでの除草清掃等だけでなく公園 の樹木の剪定や町会等の団体による盆踊りやゲー トボール等の利用調整などの管理運営が望まれて います。

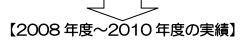
こうしたことから、2004 年(平成 16) 年度から「地域の課題は地域で」の考え方を基本とした管理運営協議会の設立を進めています。

今後も、管理運営協議会の設立を促進します。



【2008年度~2010年度の取組目標】

新たに300公園に管理運営協議会を設置



新たに 190 公園に管理運営協議会を設置

【課題】

- 3年間で活動に積極的な愛護会については、管理運営協議会への以降を終えていますが、未移行の愛護会に対してより一層の理解を求めていく必要があります。
- 団体未設置公園等について、協議会設置について地元への働きかけが必要です。

【今後の方向性】

現地視察や地元町会長等に対し説明を行い、公園愛護活動の魅力を伝えていくなど、より効果的な手法について検討し、1件でも多くの管理運営協議会等の設置を目指します。

【2011 年度から 2013 年度までの主な取組】

公園愛護活動の魅力発信と管理運営協議会等の設置の促進

〇 緑のボランティアセンター機能の充実

緑のボランティア活動をより効果的に支援していくことを目的として、2006 (平成 18) 年度から財団法人川崎市公園緑地協会に、緑のボランティアセンター機能が備わりました。

支援内容は、緑のボランティア活動に関する助成、アドバイス、情報の提供、ボランティアリーダー育成に関する各種講座の開催などを行っていますが、今後も、様々な市民活動のニーズに応えられる緑のボランティア拠点、協働のコーディネーターを目指して、その機能の充実に努めます。



【2008年度~2010年度の取組目標】

- 緑のボランティアセンターの運営支援
- 市民活動支援に関する制度の検討
- 都市緑化植物園の管理運営



【2008年度~2010年度の実績】

- 緑のボランティアセンターの運営支援
- 市民活動への支援や情報提供の実施
- 指定管理者制度の導入

【課題】

- 緑のボランティアセンターの機能の充実や、市民に広く周知することによる緑のボランティアセンターの存在意義の向上が求められます。
- 市民団体等との連携による管理運営に向けた、人材育成や活動支援などが求められます。

【今後の方向性】

今後も財団法人川崎市公園緑地協会と連携し、ボランティアセンターの機能の充実を 図ります。

- 緑のボランティアセンターの運営支援と機能の充実
- 市民活動支援に関する制度の検討
- 指定管理者による都市緑化植物園としての管理・運営

基が2:地球環境に配慮した緑の軸の保全と創出の推進

〇 特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地は、地権者の理解と協力を得ながら、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定の拡大に努めます。



【2008年度~2010年度の取組目標】

特別緑地保全地区の指定拡大



【2008年度~2010年度の実績】

2008年度から2010年度までで、

特別緑地保全地区を 18.0ha 指定予定 (累計 96.0ha)

【課題】

- 樹林地の保全により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全 等の向上を図ることが求められます。
- 樹林地を保有する地権者の高齢化などによる開発行為については、まちづくりや農 政部局との連携が必要です。
- 公有地化された特別緑地保全地区内の斜面に対する防災対策が必要です。

【今後の方向性】

- 緑地総合評価に基づいた特別緑地保全地区指定を引き続き推進します。
- 地権者からの買取り申出に対し、用地取得を行います。
- 都市緑地法に規定された制度(管理協定制度、緑地保全等地区計画条例、緑地管理機構等)の活用・PRを推進します。

【2011 年度から 2013 年度までの主な取組】

特別緑地保全地区の指定拡大

〇 多摩川プランの推進

2006 (平成 18) 年度に策定された、「川崎市多摩川プラン」は、総合的な多摩川に関する施策の展開を示しており、3つのリーディングプロジェクトと6箇所の重点エリアを設定し、計画の実効性を高めています。

本計画では、多摩川を魅力ある空間としていく ために、流域や支川、対岸を含め、流域全体を意 識して、このプランを推進します。



【2008年度~2010年度の取組目標】

- 二子橋周辺エリアの整備
- 等々力・丸子橋地区周辺エリアの整備
- 上平間・古市場周辺エリアの整備
- マラソンコース整備
- 国のスーパー堤防や沿川市街地整備等にあわせた関係者との協議による並木の創出



【2008年度~2010年度の実績】

- 二子橋周辺エリアのバーベキュー問題の解決及び「多摩川河川敷バーベキュー適正 利用計画」の策定
- 等々力・丸子橋地区周辺エリアの第1期~第3期再整備の実施
- マラソンコースの改修
- 殿町緑地において、サクラの植樹

【課題】

- 二子橋周辺エリアの整備については「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」を推 進するための施設の再整備が必要です。
- 等々力・丸子橋地区周辺エリアについては、野球場や広場の再整備・再配置の実施に 向けた調整が必要です。
- 桜並木の創出については、国の治水事業や沿線市街地整備等に合わせた植樹について、国や民間事業者との調整が必要です。

【今後の方向性】

- 二子橋周辺エリアについては、「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」に基づき、 運営が開始されるバーベキュー広場に合わせた整備を進めます。
- 等々力・丸子橋地区周辺エリアの整備については、施設の再整備・再配置等について 検討を行っていくために、グラウンド利用者団体のみならず、地元住民や他の施設を 使う関係団体等と調整を行います。
- マラソンコースについては、傷みの激しい箇所を中心とした補修を引き続き行います。
- 桜並木の創出については引き続き国や民間事業者と調整を図り、創出を進めます。

- 等々力・丸子橋地区周辺エリアの再整備
- マラソンコースの改修
- バーベキュー利用環境の整備・指定管理者によるバーベキュー広場の運営
- 国の治水事業や民間開発事業等と連携した桜や松等の植樹事業の展開

基が3:多様なみどり拠点による風格のある都市の形成

〇 大規模公園緑地の整備推進

公園・緑地等は、都市の安全性の確保、良好な 都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活 動や災害時における避難場所、物資の供給や救援 活動の拠点となります。

その中でも中枢を担う、大規模公園緑地については、次の公園・緑地等の整備を推進します。



【2008年度~2010年度の取組目標】

富士見公園 : 再整備計画等の策定

● 等々力緑地 : 小杉地区全体のまちづくりを踏まえた等々力緑地のあり方の検討

陸上競技場メインスタンドの改修の検討

フロンターレ支援としての陸上競技場等維持補修

多目的広場等の整備

生田緑地 : 周遊散策路整備計画を含めた生田緑地整備計画の検討及び策定

東口・西口案内サイン整備 東口・初山地区広場整備

噴水広場整備

• 菅生緑地 : 西地区園路広場整備

早野聖地公園:墓所整備、自然生態系観察型公園としての整備



【2008年度~2010年度の実績】

富士見公園 : 富士見公園の再整備に向けた富士見周辺地区整備実施計画の策定

等々力緑地 : 等々力緑地再編整備実施計画の策定

陸上競技場等維持補修工事の実施

中央グラウンド(多目的広場)、ふるさとの森等の園路広場整備の実施

生田緑地 : 生田緑地ビジョンの策定

東口・西口案内サインの整備実施

東口・初山地区広場、中央広場(旧噴水広場)等の整備実施

菅生緑地 : 市民健康の森として西地区の園路広場の整備の実施

計画的な用地取得の実施

早野聖地公園:墓所の安定供給と用地取得の実施

【今後の方向性】

- 富士見周辺地区整備実施計画の内容を具体化するため、整備事業の執行方法や体制、 予算についての検証を行います。また、長方形競技場の実施設計・整備を進めます。
- 等々力緑地再編整備実施計画を踏まえながら小杉地区周辺の整備事業・下水道整備事業との調整を図り、公園の整備を進めていきます。また、陸上競技場については、改築に向けた取り組みを進めるとともに、Jリーグ等の試合に支障が無いよう補修改修を進めていきます。
- 生田緑地ビジョンを踏まえ、藤子・F・不二雄ミュージアムの整備や向ヶ丘遊園跡地 における地権者の事業の動向など緑地内外の状況の変化に対応した公園の整備の実 施や用地取得を進めていきます。
- 市民との協働により地域のシンボル、レクリエーションの場として、引き続き菅生緑 地西地区の整備を推進していきます。
- 緑地の保全を図りながら新たな墓所整備を行い、継続した市民への墓所供給に努めます。

【2011 年度から 2013 年度までの主な取組】

富士見公園 長方形競技場の整備着手

等々力緑地 陸上競技場の整備着手、園路広場整備

• 生田緑地 東口ビジターセンター・西口サテライトの整備、西口園路の整備着手

中央広場・周遊散策路・広場(初山地区)整備、ばら苑周辺整備

菅生緑地 西地区園路・広場整備

緑ヶ丘霊園 第2霊堂・無縁合葬墓整備

• 早野聖地公園 新規墓所整備

〇 緑化推進重点地区計画の策定

緑化推進重点地区候補地においては、地域の 様々な主体の参画により緑化推進重点地区計画を 策定し、効果的な緑の創出、育成に向けた取り組 みを推進します。

【候補地】

- · 新川崎 · 鹿島田駅周辺地区
- ·川崎殿町·大師河原地区
- 浜川崎駅周辺地区



【2008年度~2010年度の取組目標】

- 宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の緑化計画の策定
- 溝口駅周辺地区のリーディング事業の推進



【2008年度~2010年度の実績】

- 「宮前平・鷺沼駅周辺地区緑化推進重点地区計画」、「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地 区緑化推進重点地区計画」の策定
- 溝口駅周辺地区のリーディング事業の実施

【課題】

- 緑化推進重点地区の普及啓発の推進が必要です。
- 行政で行う3ヵ年のリーディング事業の他に、市民自ら実施する緑化推進等への支援強化が求められます。
- 市民・事業者・行政をつなぎ、コーディネイトする取り組みの強化が求められます。
- 継続的な事業推進方策を検討していくことが必要です。

【今後の方向性】

- 今後、2011 年 3 月に策定した宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の 2 地区において、コア戦略事業の中から 3 ヵ年の緑化リーディング事業を実施します。
- 2013 年度に「新川崎・鹿島田駅周辺地区」において、緑化推進重点地区計画策定 を行います。

- リーディング事業の実施(宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)
- 新たな緑化推進重点地区計画の策定(新川崎・鹿島田駅周辺地区)

〇 かわさき里地・里山ミュージアム構想の推進

緑と農の3大拠点である麻生区黒川、岡上、早野地区の農業振興地域には、農地やまとまりのある樹林地が一体となった「農ある風景」が残されていることから、この風景を次世代に継承するため、生物多様性の保全をはじめ、農を支える人々との関わり、そこで育まれた地域文化、里地・里山をテーマとした既存事業や活動を包括的に捉えた「かわさき里地・里山ミュージアム構想」の実現を地域の合意を得ながら推進します。



【2008年度~2010年度の取組目標】

- 川崎ふるさとの小径(遊歩道)の検討
- 地域のイメージアップにつながる広報活動
- 農業者・里山ボランティアとの協働の推進

【2008年度~2010年度の実績】

- 地元農業者、JA 関係者等と黒川海道特別緑地保全地区の実施設計に向けた調整を実施
- 黒川海道特別緑地保全地区の平成22年度工事完了と今後の管理運営計画の作成
- 黒川・岡上・早野地区を連携するトレイルマップの作成

【課題】

緑と農が織り成す里地・里山の保全再生にあたっては、相続税問題、後継者不足、営 農環境の変化など農業従事者が抱える問題を十分理解し調整する必要があります。

【今後の方向性】

農業者・里山ボランティア等との里地・里山風景の管理・運営協働作業を推進します。

- 樹林地や休耕田跡地の再生方法などの検討
- 地元の活性化につながる管理運営

基樹4:緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出の推進

〇「かわさき臨海のもりづくり」の推進

臨海部に立地する事業所と行政が協働、連携し、 地域の環境改善と景観の向上のために、それぞれ のモチベーションを高め、相互の役割を認識する ための「かわさき臨海のもりづくり」を推進しま す。



【2008年度~2010年度の取組目標】

- 「(仮称) かわさき臨海の森づくり」共同宣言
- 事業所と連携した地区別緑化計画の策定

【2008年度~2010年度の実績】

- 「かわさき臨海のもりづくり共同アピール」イベントの実施
- 緑化構想(地区別)の作成

【課題】

- 事業所への支援方策の強化が必要です。
- 庁内推進体制の強化が求められます。
- 効果的で効率的な緑化方法や、維持管理費の軽減方策を検討していくことが必要です。

【今後の方向性】

- 関係局や関係企業と連携しながら、緑化推進計画(地区別)を策定します。
- 緑化推進計画に基づいて、公園緑地や街路樹等の環境整備事業を推進していきます。
- 効果的な事業所緑化のための誘導・支援を行います。

- 緑化推進計画(地区別)の策定
- 緑化推進計画に基づく緑の環境整備の実施、効果的な事業所緑化等の誘導及び支援

〇 地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区認定制度は、緑の条例に基づく制度です。本制度は、地域緑化の推進、樹木の管理等について住民自らが計画を定め、その計画に基づいて自主的な活動に取り組んでいくもので、住民が定めた計画を市長が認定し、その地区を地域緑化推進地区として指定します。

市民による地域緑化の推進のため、本制度の普及啓発に取り組んでいくとともに、地域緑化推進計画づくりや緑化活動の支援に取り組みます。



【2008年度~2010年度の取組目標】

地域緑化推進地区認定の推進



【2008年度~2010年度の実績】

- 2010年度までに12地区を地域緑化推進地区として認定
- 地域緑化推進地区に対して花・苗等の緑化資機材を支援する制度を試験的に実施

【課題】

市民100万本植樹運動を展開して中で、緑化推進地区認定制度の普及開発、認定地区の増加に取り組んでいく必要があります。

【今後の方向性】

緑化推進地区認定制度の普及啓発、緑化推進地区認定制度認定のための緑化計画づくりの支援を行い、毎年度に2地区の認定を目指します。

【2011 年度から 2013 年度までの主な取組】

• 地域緑化推進地区認定制度の普及啓発による市民の緑化活動促進

基が5:かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍の推進

〇 140万市民による植樹運動の推進

ヒートアイランド現象の緩和や都市計画の向上などに向けて、2005 (平成17) 年度から「市民による10万本植樹」運動を開始し、市民、事業者、行政との協働により植樹運動を実施してきました。

2010 (平成 22) 年度からは、市制100周年に向けて、「市民100万本植樹」運動に拡大し、市民一人ひとりが緑を増やす植樹運動として、地球環境に配慮したまちづくりを推進します。



【2008年度~2010年度の取組目標】

10万本植樹(市民が進める森づくり)の実施



【2008年度~2010年度の実績】

- 2008 年度から 2009 年度までに、臨海部及び内陸部に約 48,000 本を植樹 (累計約8万本)
- 2010 年度から市制100周年までに100万本植樹を目指して、市民100万本 植樹運動に拡大

【課題】

- 市民100万本植樹運動の進捗状況の把握が必要です。
- 植樹祭が実施できる公共の場所の確保が必要です。
- 市民自ら実施する植樹への支援が求められます。

【今後の方向性】

- 市民100万本植樹運動の進捗状況を把握し、進行管理を行います。
- 植樹式が実施できる場所を選定し、植樹式を開催します。
- 植樹運動を牽引するため、公共施設緑化の促進を図ります。
- 緑の活動団体等による自発的な植樹運動の支援し、植樹を促進します。

【2011 年度から 2013 年度までの主な取組】

• 市民、事業者、行政のパートナーシップによる市民 100 万本植樹運動の推進

<u>1-3 132の主な取組を支える事業の概要</u>

ここでは、132の主な取組を支える事業の概要とその進行を示します。

なお、132の主な取組を支える事業は、緑の創出等を主目的としない事業であっても、間接 的な関わりが望める事業についても提示しています。

注)表中の事業名に付した黒丸印 (●) は新実行計画における事業を示します。また、事業名末尾のアスタリスク (*) は緑の保全及び緑化の推進を目的とする事業であることを示します。

【緑の協働に関する施策】

① 緑のステークホルダーの参加の促進

〇 様々な主体の参加の促進

財団法人川崎市公園緑地協会のボランティアセンター機能としての充実を図り、様々な「緑のステークホルダー」の参加を促進し、その活動支援を図ります。

事 業 名	所管局	現状				
¥ * 1	171 6 76)	90 1X	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑のステークホルダーの参加の促進 * 「緑のボランティア活動の推進」「緑のボランティア ンティアの育成の推進」「緑のボランティア センター機能の充実」の各基本施策の実施 により緑のステークホルダーの参加の促進 を図ります。	庁 内 関 係局	各事業の実施に よる緑のステー クホルダーの参 加の促進	継続実施		•	事業推進
●緑のボランティアセンター運営事業 * 「緑のボランティアセンター」の運営支援を行い、緑のボランティア団体の技能向上や連携促進を図ります。	建設緑	川崎市公園緑地 協会にがまる にができません。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・ ア で は で で で で で で で で で で で で で			事業推進
●都市緑化植物園の管理・運営(再掲) * 都市緑化植物園として市民に憩いの場を提供するとともに、緑化手法や植物の手入れ方法などについて普及・啓発を行います。	建設緑政局	・都談話 中本 では できます できます できます できます できます できます できます できます	・都談話 中本 では できます できます できます できます できます できます できます できます			事業推進
〇ボランティアセンター機能の充実(再掲) * ボランティアセンターの充実を図り、緑に関するボランティアの育成・活用・支援を行い、多様な主体の参加を促進します。	建設緑政局	(財)川崎市公園 緑地協会に設置 された「緑のボラ ンティアセンタ 一」の運営支援	(財)川崎市公園 緑地協会とボラン した緑のボラン ティアの育成・支 援		•	事業推進

② 緑のボランティア活動の推進

〇 管理運営協議会の設立促進

市民に身近な街区公園や緑道・緑地については、除草作業等にとどまらず、公園の利用調整などの管理運営が望まれています。「地域の課題は地域で」の考え方を基本に、管理運営協議会の設立を促進すると共に、持続的な活動を行うための支援の充実等を図ります。

事業名 別	所管局 現 状	局 現 状		目	標	
争 未 石	別官向	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
向け、各公園に管理運営協議会を組織し、	建設緑 政局	管理運営協議会 設置公園数 474 公 園	公園愛護活動の 魅力発信と管理 運営協議会等の 設置の促進		•	事業推進

〇 街路樹等愛護会の充実

街路樹及びグリーンベルトの育成、その周辺の除草等の活動を自主的に行なう団体である街路樹等愛護会の支援を行います。

事 業 名	所管局 現 状	現状		目	標	
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○街路樹等愛護会事業 * 街路樹愛護会活動への支援を行います。	建設緑政局	街路樹等愛護会 303 団体	街路樹等愛護会 活動への支援		•	事業推進

○ 緑の活動団体の登録推進と支援

公開性の高い場所での緑化活動や緑地の保全活動に取り組んでいる緑の活動団体について、登録 団体の拡大促進や活動に対する支援を図ります。

事 業 名	所管局	11 14	現 状			l 標	
争 未 石	別官同	况 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇緑の活動団体の登録促進と支援 * 公開性の高い場所における植樹、花壇づく り等の緑化活動や緑の保全活動を行う団体 を緑の活動団体として登録促進するととも に、活動内容に応じた支援を行います。	建設緑政局	・緑の活動団体登録数 216 団体 ・活動内容に応じた支援及び広報	・緑の活動団体の 登録推進 ・活動内容に応じ た支援		*	事業推進	

〇 かわさき緑レンジャーとの連携

市域の保全緑地内において、樹木や斜面地の状況調査、動植物調査、市民活動等に対する助言等を行なう人材を選任し、保全緑地パトロールを定期的に行います。また、活動の場を広げ、安全で 美しい樹林地や里地・里山環境の再生に取り組みます。

市 光 力	5C 45 P	TH 4L		目	標	
事業名	所管局	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇保全緑地での緑レンジャーの活用 * 自然環境の知識を有する市民から「かわさき緑レンジャー」を選任し、樹木の状況調査、危険箇所のパトロールなどを行っています。今後もレンジャーとの連携を図りながら、安全で美しい樹林地や里山環境の再生に取り組みます。	建設緑政局	公有地化された 保全線地パトロールの ールド箇所の確 認、定期的報告	緑レンジャーと 連携して行う保 全緑地パトロー ルの実施		•	事業推進
〇かわさき緑レンジャーによるボランティアの育成 * 【保全管理計画ワークショップでの推進役や市民活動団体への指導役など、かわさき緑レンジャーの参画機会を確保します。	建設緑政局	里山ボランティア育成講座(中級)にて指導員として参画(6回)	・ アッド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			事業推進

③ 緑のボランティアの育成の推進

〇 緑化推進リーダーの育成

緑化に関する講義や緑のウオッチング、ワークショップ、花壇づくりなどを通して、まちの緑の 見方、考え方、課題発見と解決方法、実践活動などを学び、地域の緑化活動の核となり、推進力と なる人材の育成を図ります。

事業名	所管局	現状		B	標	
尹 未 位	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○緑のボランティアの育成 * 花と緑のまちづくり講座を開催し、緑化推進リーダーを養成します。	建設緑	・年6講座の開催 (募集30名) ・講座修了生のファシリテーター (講座の補佐役) として参画	講座の開催	修了生による企 画運営検討	•	事業推進

〇 里山ボランティアの育成

里山の自然環境や管理手法などの講義や下草刈り、萌芽更新、堆肥づくりなどのフィールド学習を通じ、保全緑地が里山として持続的に維持されていくための基礎的な保全管理手法を学び、里山ボランティアの育成を図ります。

事業名	所管局 現 状	11日 11年		目	標	
尹 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑のボランティアの育成 * 里山ボランティア育成講座を開催し、里山ボランティアを養成します。	建設緑	・里山ボ語 (年 6 回 タン・里山ボ語 (年 6 回 京 4) ・里山ボ語 (年 6 回 京 4) ・里山ボ語 (年 6 回 京 4) ・東山ボ語 (年 6 回 京 4) ・森の地で実施 で実施 (1) ・ 表現 (1) に 大 で (1) に 下 (1)	・里山ボランティア育成講座の充実・森の状況に応じた現地での技術指導		•	事業推進

〇 かわさきガーデナーの活用

市民の緑に関する知識を深めていただくとともに、地域の花と緑化の中心的な役割を担っていただくために「かわさきガーデナー」の活用を図ります。

事 業 名	所管局 現 状	COC 18 44		目	目標		
事業名		現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●緑化啓発事業 * 財団法人川崎市公園緑地協会と連携しながら、緑に関わる人材育成を図るとともに、緑の活動団体等の交流及び活性化を進めます。	建設 緑政局	かわさきガーデ ナーの認定	(2010 年度事業終了)				
〇ガーデナーの活用 * 「かわさきガーデナー」に認定した市民の知識を知識と技能の活用を図ります。	建設 緑	かわさきガーデナー認定試験事業の終了	(財)川崎市公園 緑地と連携した 「かわさきガー デナー」活用の検 討と推進		•	事業推進	

〇 地域環境リーダー育成

環境保全活動に必要な知識や技術を修得するための講義や実技を通して、地域や職場で環境学習 や保全活動を率先して行うことができる人材の育成を図ります。

事 業 名	所管局	現状	目標			
			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●環境教育推進事業 市民・事業者に環境配慮の考え方・行動が 定着することをめざし、教育プログラム、 人材育成、情報発信を充実します。	環境局	人材育成事業「地 域環境リーダー 育成講座」の推進	人材育成事業「地域環境リーダー育成講座」の推進		-	事業推進

④ 緑のボランティアセンター機能の充実

〇 緑のボランティアセンター機能の充実

既に、緑のボランティア活動に関する助成、アドバイス、情報の提供、ボランティアリーダー育成に関する各種講座の開催などを行なっていますが、今後も、様々な緑の活動のニーズに応えられる緑のボランティア拠点、協働のコーディネーターを目指して、その機能の充実に努めます。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 来 石	川官局	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑のボランティアセンター運営事業(再掲) * 「緑のボランティアセンター」の運営支援を行い、緑のボランティア団体の技能向上や連携促進を図ります。	建設緑政局	川崎市公園緑地 協会にのボラシーの でででである。 ででである。 ででである。 ででは、 でである。 でである。 ででは、 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	・ア営充・アンののシスをとして、アンの能能ですると機・アンのをは、アンのをは、アンのをは、アンのをできない。では、アンのをできない。では、アンのをできない。では、アンのをできない。では、アンのをできない。			事業推進
〇市民活動支援に関する制度の検討 * 市民活動支援に関する制度とその支援手法 について検討します。	建設緑政局	助成金等関連制 度の整理と検討	助成金等関連制 度の整理と検討		•	事業推進
●都市緑化植物園の管理・運営(再掲) * 都市緑化植物園として市民に憩いの場を提供するとともに、緑化手法や植物の手入れ方法などについて普及・啓発を行います。	建設緑政局	・都市緑化に係る 相談・指導及び 報活動、 草花及び 軽難旋 ・指定管緑化の ・指都市しまる と 理・運営	・都市緑化に係る 相談・指導及び 報活動・ 樹苗 の配 布 及び 軽対旋・指都市 を理報としまる 圏と で 理・運営			事業推進
〇ボランティアセンター機能の充実 * ボランティアセンターの充実を図り、緑に関するボランティアの育成・活用・支援を行い、多様な主体の参加を促進します。	建設緑政局	(財)川崎市公園 緑地協会に設置 された「緑のボラ ンティアセンタ 一」の運営支援	(財)川崎市公園 緑地協会と連携 した緑のボラン ティアの育成・支 援			事業推進

【緑地保全に関する施策】

⑤ 樹林地の保全

〇 特別緑地保全地区の指定拡大

風致や景観に優れ、動植物の生息地として保全する必要がある緑地は地権者の理解と協力を得ながら、都市緑地法による「特別緑地保全地区」として指定の拡大に努めます。

事業名	所管局	現状	目標			
事 未 1	別官向	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑地保全事業 *多摩丘陵に残された樹林地等の保全施策を 積極的に進めます。	建設緑政局	・特別緑地保全地 区の指定 (22 年度末 96.0ha) ・計画的な特別緑 地保全地区の用 地取得 (22 年度末 62.7ha)	・特別緑地保全地 区の指定拡大 ・計画的な特別緑 地保全地区の用 地取得			事業推進

〇 緑の保全地域の指定拡大

特別緑地保全地区を補完する制度で、市民生活の良好な環境の確保に寄与すると認められる豊かな林相、水辺地と一体となった緑地について、地権者の理解と協力を得ながら「緑の条例」で定める「緑の保全地域」の指定の拡大に努めます。

事業名	所管局	現状	目標			
事業名			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑地保全事業 * 多摩丘陵に残された樹林地等の保全施策を 積極的に進めます。	建設緑政局	緑の保全地域の 指定 (22 年度末 22.6ha、23箇所)	緑の保全地域の指定拡大		•	事業推進

〇 緑地保全協定の締結拡大

「川崎市緑地保全事業要綱」により地権者と一定の期間について緑地保全の協定を締結する制度 で、地権者の理解と協力を得ながら緑化保全施策を支える基礎的制度としてその協定締結の拡大に 努めます。

事業名	記集日	現状	目標			
尹 未 石	所管局		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑地保全事業 *		緑地保全協定の	緑地保全協定の			事業推進
多摩丘陵に残された樹林地等の保全施策を 積極的に進めます。	建設緑政局	締結 (22 年 度 末 82.7ha、133 箇所)	締結推進		·	

○ ふれあいの森(市民緑地)の保存契約の推進

ふれあいの森事業要綱により、樹林地を借り受け、レクリエーション活動や自然観察などの場と して活用を促進するものです。また都市緑地法による「市民緑地制度」の活用を検討し、保全緑地 の市民利用の促進に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
学 未 1	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑地保全事業 * 多摩丘陵に残された樹林地等の保全施策を 積極的に進めます。	建設緑政局	ふれあいの森の 契約の締結 (22 年 度 末 5.5ha、13 箇所)	ふれあいの森の 契約の締結推進		•	事業推進
〇市民緑地制度の活用の検討 * 多摩丘陵に残された樹林地等の保全施策を 積極的に進めます。	建設緑 政局	都市緑地法による「市民緑地」制度の活用の検討	都市緑地法による「市民緑地」制度の活用の検討		-	事業推進

〇 緑地保全地域の指定検討

都市計画法による地域地区である「緑地保全地域」の導入に向けた検討を行います。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑地保全地域導入の検討 *		「緑地保全地域」	「緑地保全地域」			事業推進
都市計画法による地域地区として「緑地保 全地域」の導入に向けた検討を行います。	建設緑政局	の他都市事例調査	の他都市事例調査			

⑥ 保全された緑地の適切な管理と持続的な取組

〇 保全管理計画作成の推進

「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」について、地域住民等との協働により「保全管理計画」 を作成し、保全緑地の再生と育成を推進します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 *		保全管理計画書 の策定	保全管理計画書の策定及びモニ			事業推進
保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民	建設緑	の東定 (22 年度末 19	の泉足及ひモー・ タリング			
協働により適切に維持管理を行います。	政局	箇所)				

〇 管理協定制度の活用

特別緑地保全地区の持続的な管理のため、都市緑地法に基づき地権者と行政(または緑地管理機構に指定されたNPO)が管理協定を締結する管理協定制度の活用を検討します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 *		都市緑地法によ	都市緑地法によ		-	事業推進
保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑政局	る管理協定制度 のPRと活用	る管理協定制度 のPRと活用			

〇 保全緑地における市民協働の推進

里山ボランティア育成講座の内容を充実させながら、多くの市民の方々に里地・里山保全への関心の高まる機会を確保します。また、保全緑地の現状を把握することも大切なことから、かわさき緑レンジャー等による「保全緑地パトロール」を進めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 * ・里山管理マニュアルを策定し、市民活動や里山ボランティア育成講座でテキストとして有効活用を図ります。 ・市民参画による保全管理計画策定を通じ、地域に密着した保全緑地の管理活動グループの立ち上げを促進します。かわさき緑レンジャーの技能向上を図ります。	建設緑政局	・里山ボランティア 東山ボラル 東田山ボ 東東の 開催支援・保全管 理計画に 基づまでき、管理正な 地と 大きの できる できる できる できる かい	・市民活動団体の 立上げと支援 ・多摩丘陵・大学 コンソーシアム モデル地区での 研究実施	・多摩丘陵・大学 コンソーシアム の立上げ	・多摩丘陵・大学 コンソーシアム による緑地研究	事業推進

〇 緑地保全に関する助成制度の充実

今後限られた原資を有効に活用していくために助成制度の充実に向けた検討を行います。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 *		保全緑地に関す	保全緑地に関す			事業推進
保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑政局	る効果的な助成 制度の検討	る効果的な助成 制度の検討			

〇 保全緑地の安全性の確保

市民の方々の協力を得ながら、萌芽更新や竹林管理等の持続的な植生管理を行い、地域の財産となる美しい里地・里山や斜面緑地の形成を目指します。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 未 石	川 尼 向	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑地保全事業 * 多摩丘陵に残された樹林地等の保全施策を 積極的に進めます。	建設 緑政局	・特別緑地保全地 区の整備	・特別緑地保全地 区の整備実施 ①斜面地案ウ電板等 界無、第多様性の 保全		•	事業推進
●保全緑地管理事業 * 保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑 政局	保全された緑地 の管理 (萌芽更新 等)	保全された緑地 の管理 (萌芽更新 等)		•	事業推進
●公園緑地維持管理事業 * 多様な市民要望に適切に対応し、市民の安 全かつ快適な公園の維持管理の充実を図る とともに、老朽化した施設の改修を行いま す。	建設線 政局	・公園緑地の適正 な維持管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 や愛護会との協 働	・公園緑地の維持 管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 や愛護会との協 働		*	事業推進

⑦ 地域に残された身近な緑の継承

〇 保存樹木の指定

保存樹木の維持及び指定拡大に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 禾 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 * 保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑政局	保存樹木の継承 と指定 (22 年度末 1,538本)	保存樹木の継承 と指定		•	事業推進

〇 保存樹林の指定

概ね 300 ㎡以上の社寺林等については、樹林所有者の理解と協力を得ながら、「保存樹林」として維持及び指定拡大に努めます。

市 类 夕	所管局	現状	目標			
事業名	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 *		保存樹林の継承	保存樹林の継承			事業推進
保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑	と指定 (22 年 度 末 34 箇所、4.5ha)	と指定			

○ まちの樹の指定

市民に親しまれている樹木や名木・古木・伝承のある樹木や景観的に重要な樹木など、まちのシンボルとなっている樹木を「まちの樹 50 選」として指定しています。今後も所有者の理解と協力を得ながら、樹木の維持及び保全に努めます。

事業名	所管局	現状	目標				
争 未 石	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●保全緑地管理事業 *		まちの樹の継承	まちの樹の継承		_	事業推進	
保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑	(22 年度末 48本)					

〇 保存生垣の指定

生垣所有者の理解と協力を得ながら、保存生垣の維持及び指定拡大に努めます。

市 ※ 点	T# 8	現状	目標			
事業名	所管局	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●保全緑地管理事業 * 保全施策の講じられた樹林地等について、 植生の管理及び安全の観点も含めて、市民 協働により適切に維持管理を行います。	建設緑	保存生垣の継承 と指定 (22 年度末 51 箇所 3,218.2m)	保存生垣の継承 と指定		*	事業推進

〇 保安林の維持

森林法により指定されている「保安林」について、引き続きその保全に努めます。

事業名	所管局	現状	目標				
争 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●自然環境対策事業 適正な保安林保護対策を図ります。	経済労働局	保安林の保護に 関する適正な事 務執行 (23 年 2 月末 1.1ha)	保安林の保護に 関する適正な事 務執行		•	事業推進	

⑧ 様々な施策による緑地の保全

〇 湧水地の保全

湧水地の保全あたっては、地権者への普及活動や湧水の水源地となる雨水の浸透地域の樹林地、 農地などの保全に努めるとともに、市民の地下水保全意識の高揚を目的とした湧水地周辺の整備推 進に努めます。

事業名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇地下水保全計画事業 地下水をかん養することなどによって健全な水循環の回復を図り、これらの問題を解すまするものであります。その目的を達成するための施策として、透水性舗装や雨水浸透施設設置の推進のほか、地下水保全意識の啓発や保全施策の成果を市民が教持する場として、遊水地周辺整備を行います。	環境局	毎年2箇所を目標とした湧水地周辺整備への取組	霊園内 1 箇所整備 (二次整備)	湧水地点の追加 整備(多摩川水 系)	湧水地点の追加 整備 (鶴見川水 系)	事業推進

○ 持続的な山林の保有を目指した施策の組み合わせの推進

特別緑地保全地区と管理協定制度、特別緑地保全地区と市民緑地の組み合わせなどによる税制の 優遇措置を活用しながら、地権者の持続的な樹林地保有を目指した施策の組み合わせを地権者の理 解を得ながら推進します。

事業名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官同	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑地保全施策の推進 * 地権者に対して、緑地保全制度の説明を行いながら、持続的に山林保有ができる施策 展開を行います。	建設緑政局	緑地保全制度の 戸別訪問説明や 説明会を開催	緑地保全制度の 周知活動を実施		•	事業推進

〇 関係機関の連携

農業関係機関等との連携を図り、関連情報の交換や緑地保全制度のPR促進などに取り組みます。

事業名	所管局	· 一 現 状	目標			
尹 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○関係機関との連携の検討 * 経済労働局、JAセレサ等農業関係機関と の連携を図りながら、情報交換や緑地保全 制度のPR促進などに取り組みます。	建設緑政局	経済労働局、JA関係機及が特別を を機関を を機関を を機関を をの説明	経済労働局、JA関係 機関 を 地関 を 地関 を 地関 を 地関 を 地保 を 地保 を が 地保 全 施 で の 説明		•	事業推進

〇 緑地保全制度説明会等の開催

緑地保全制度を理解していただくために、地域における説明会や勉強会を開催します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
事業名			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑地保全制度説明会等の開催 *		緑地保全の推進	緑地保全の推進		•	事業推進
緑地保全は地権者の理解と協力が不可欠なことから、緑地保全制度の理解を得るために地元説明会や勉強会を開催します。	建設緑政局	を図るため、地権 者へ緑地保全施 策を説明	を図るため、地権者へ緑地保全施策を説明			

9 新たな緑地保全施策に向けた検討

○ 市民による緑地保全トラスト支援の検討

市民活動団体による緑地の保全を目的としたトラスト組織の立上げや活動などの支援策について検討します。

事業名	所管局	現状	目標			
事業名	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑の投資的価値を高める仕組みの検討 * 保全緑地等への投資的価値を見出し、市民、企業、教育機関等による新たな地域振興の仕組みを検討します。また、緑地の保全に参画できる市民による緑地保全のためのトラスト組織の立上げや活動などの支援策も合わせて検討します。	建設緑政局	・企業意識の調査 と仕組みの検討	・企業意識の調査 と仕組みの検討	企業の CSR 活動を 取り入れた緑地 保全活動の運用	•	事業推進

〇 保全配慮地区における緑地保全指針の策定

都市緑地法に基づき特別緑地保全地区以外の区域で重点的に保全配慮を加えるべき地区として 指定した「保全配慮地区」における「緑地保全制度の運用基準」を適切に運用します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
争 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○緑地保全指針の策定 * 「保全配慮地区における緑地保全制度の運用基準」を適切に運用します。	建設緑政局	「保全配慮地区 における緑地保 全制度の運用基 準」の策定・運用	事業推進		•	事業推進

〇 事業者の意識高揚に向けた取組

「自然的環境の保全への配慮」に積極的に取り組んでいる事業者を、高く評価し、公表、表彰するなど、事業者のインセンティブの付加につながる手法を検討します。

事業名	所管局	現状	目標			
学 未 1	门日间	-5t 1∧	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇自然的環境の保全配慮成果の評価等 *		実績調査	実績調査		-	事業推進
事業者による優れた自然的環境の保全配慮 については、高く評価し公表する仕組みを 検討します。	建設緑					

○ 企業参加による新たな保全緑地管理の検討

企業が自社の名前を冠し、管理費等の一部を負担するネーミングライツ制度の考え方を参考に、 企業参画による新たな保全緑地の管理・活用の方向性を検討します。

事業名	所管局	現状	目標			
尹 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○企業による保全緑地の管理 *	建設緑政局	先進事例の調査 と仕組みの検討	先進事例の調査 と仕組みの検討		•	事業推進

○ かわさき里地・里山ミュージアム構想の推進

「農ある風景」を次世代に継承するため、生物多様性の保全をはじめ、農を支える人々との関わり、そこで育まれた地域文化、里地・里山をテーマとした既存事業や活動を包括的に捉えた「かわさき里地・里山ミュージアム構想」の実現を地域の合意を得ながら進めます。

事 業 名	所管局	現状		目	標	
尹 未 石	別官局 現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●里地・里山ミュージアム事業 * 本市北部の市街化調整区域内における樹林地を、農業振興施策と連携して保全します。	建設緑政局	・ 神楽学 は 一	・樹林の再生が構成を必要を受ける。一樹本の展話である。一般では一般である。			事業推進

⑩ 開発事業等における緑地の保全と創出

○ 自然的環境保全配慮への助言指導の充実

緑の条例に基づく「自然的環境の保全への配慮」に関する手続きの施行から一定の期間が経過したことから、その成果や課題を検証し、制度の充実に向けた検討を行います。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇自然的環境の保全配慮成果の評価等 * 「自然環境の保全への配慮」に関する手続きの施行がなされたことから、その成果や課題を検証し、より効果的な制度の充実に向けた検討を行います。	建設緑政局	制度の検討と改 正準備	制度の検討と改 正準備		•	事業推進

〇 保全配慮地区内の開発行為における樹林地の保全・再生

3,000 ㎡以上の開発行為において、その区域内に 300 ㎡以上の樹林地が存在する場合は、事業者との協議、調整を図り、その保全、再生に努めます。

古 光 力	所管局	現状	目標			
事業名			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇開発行為における樹木等の保存 *		継続・指導	継続・指導		-	,事業推進
開発行為区域内において、その区域内に300 ㎡以上の良好な樹林地が存在する場合に は、事業者との協議・調整を図り、その保 全・再生に努めます。	建設緑政局					

⑪ 川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定

〇 川崎ふるさとの小径(遊歩道)の設定

これまでの遊歩道事業を、「川崎ふるさとの小径(遊歩道)」と改名し、市民の参画を基本とした新たなコースの設定に取り組みます。

事 業 名	所管局	管局 現 状	目標			
争 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●川崎ふるさとの小径整備事業 * 緑地や残る遺跡・史跡、文化伝承などの歴史的資源を巡る遊歩道の施設整備を行います。	建設緑	・「ふるさとの小 径」の適切な管理 ・市民指導による 新たなコースの 検討・設定 ・市民の利用向上	・「ふるさとの小 径」の適切な管理 ・市民の利用向上		•	事業推進
		のための案内板 を設置	のための案内板 を設置	・維持管理	•	

⑫ 関係自治体との広域連携の推進

○ 多摩・三浦丘陵自治体広域連携の推進と発展

多摩・三浦丘陵に関係する自治体の連携を進めるとともに市民、事業者、NPO、大学等の研究 機関など様々な主体への「輪のひろがり」を期待します。

東 光 力	T#1	現状		目	標	
事業名	所管局	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●多摩・三浦丘陵広域連携事業 * 多摩・三浦丘陵を抱える 13 自治体が連携し、地域の重要な縁と水景を保全・再生・創出・活用していきます。	建設緑政局	・「多摩・三浦丘 陵のする」 会議」の開催 ・広域連携トレイルの計画に付成・ホーム情報発信 の取組	・関係な「自治・財産」は、13 多線を13 多線を15 多線を15 を15 を15 を16 を17 を17 を17 を17 を18	・広域連携トレロイけ実 ・広利動機 ・ 企業に ・ 企業に ・ でなるの関係を ・ ではなるの関係を ・ ではなるの関係を ではなる。 ではなるの関係を ではなるの関係を ではなるの関係を ではなるの関係を ではなるの関係を ではなるの関係を ではなる ではなる。 ではなる ではなる。 ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる。 ではなる ではな ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではなる ではな ではなる ではな ではなる ではな ではなる ではな ではな ではなる ではな ではな ではな ではな ではな ではな ではな ではな	-	事業推進

【農地の保全に関する施策】

⑬ 農地の保全と活用

〇 市街化区域内での農地の保全

生産緑地の指定基準に基づき、生産緑地の指定拡大に努めます。

事業名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●生産緑地地区指定推進事業		生産緑地地区	事業推進			事業推進
市街化区域内農地の良好な保全を実施する ため、生産緑地地区の指定・変更等を行い ます。	経済労働局	305. 7ha (23. 1. 1 現在)				

○ 市街化調整区域での農地の保全

市街化調整区域は、おおむね農業振興地域となっていますが、農業者の高齢化、後継者不足などにより農地の遊休化が増える傾向にあることから、活性化方策、農用地等の効率的かつ総合的な利用等を検討します。

事 業 名	所管局	119 114	. 目 標			
尹 未 石	別官向	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●農業振興地域整備計画管理事業 整備計画に基づく農用地区域の適正管理を 行います。また早野地区農業振興地域内の 活性化に向けた取組を行います。	経済労働局	・ 大田 は は で は で は で は で は で は で は で は で は で	・整く適 ・活①にの向会 ②定農る等に 農計用管 業化元る域た運 性向者的に協 機工 農性地よ地けの 活に業法等の 活に業活検討 化けの親い・調 地進業野性的と規つ・計た調制・調 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	・整く適画・活①にの向のた運業計用管定業化元る域た況討開に区及更地進業野性援連員関に区及更地進業野性援連員を表する域を記すと表す。 おいま はいい はい おいい はい おいい はい は	・「農業画」に域の ・「農業画」に域の ・農性域ののの ・農性検急域でで、 ・農性検急域でで、 ・たいけた ・に策定 ・に策定	事業推進

〇 環境保全型農業の普及と促進

農業者が市民・消費者に安全で安心できる農作物を供給するとともに、化学肥料や化学合成農薬の適正な使用、節減などにより環境負荷の軽減を目的とした環境保全型農業の普及を促進します。

事業名	所管局	現状		目	標	
尹 未 右	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●環境保全型農業推進事業 高度な農業技術の導入促進や市民・農業者 に対する啓発活動などを実施し、環境保全 型農業を推進します。	経済労働局	・減農薬・減化学 肥料栽培 ・減実 培の農業 ・研究成果の農業 者へ環境管全型援 ・啓発看よる ・啓発による ・水・水・民 ・啓発	・を薬・以法・の・ル市・用生啓情環進した査・農、 州島 対し、のの・ル市・用生啓情環進し、の・ル市・用生啓情環進し、な、、の・ル市・用生啓情環進し、な、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・有機質資材を利用した土づくりの普及拡大 ・環境保全型農業・の普及推進	2010 4-12	事業推進

〇 体験型農園の普及

市民の土に親しむ機会への需要は益々高まるものと考えられることから、農業者の理解を得ながら「体験型農園」の普及、促進を図ります。

事業名	所管局	現状	目 標			
事業名	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●市民農体験推進事業 農業者と連携して市民が農にふれる場づく りを推進します。	経済労働局	・市が開設する市 民農園の維持管 理()農業者が開園の 新設農業者が開園の 新設農業者が開設する市 長園の ・農大の ・農大の ・農大の ・農大の ・農大の ・農大の ・農大の ・農大	・市団の (7) 市田 (7) 市田 (7) 市田 (7) 開設			事業推進

○ 市民防災農地の登録の促進

災害時の市民の安全確保を図るため、市民に身近な農地を、災害時おける一時避難場所として活用できる市民防災農地の登録を促進します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●都市農地保全・活用事業 災害時における市民の一時避難場所の確保 や遊休農地解消等を進めます。	経済労働局	市民防災農地 74.5ha(23.1.1 現 在)	市民防災農地の 登録の推進		•	事業推進

(4) 農を知る機会と参加する仕組みの充実

○ 農に関するイベントの承継と充実

市民が農を知り、参加できる効果的な取組として、地域での農に関するイベントの開催や主催者への支援を検討します。

事 業 名	所管局	現状	目標				
	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●市民交流農業推進事業		・花と緑の市民フ	・花と緑の市民フ		-	事業推進	
農業イベントや「農」に関する情報発信を		ェアの開催 ・川崎市畜産まつ	ェアの開催 ・川崎市畜産まつ・				
行い、市民が「農」に触れる機会を提供し	経済労	りの開催	りの開催				
ます。	働局	7 - 1717 12	7 - 17/1/12				

〇 食農教育の推進

多くの児童・生徒が農作業を通し「食の大切さ」を学びとれるように、学校との連携により学校 農園の拡充に努めます。また、農業体験の指導や学校農園としての場の提供について、農業者の方々 の理解を示していただけるよう努めます。

事 業 名	所管局	現状		目	標	
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇地産地消推進事業 地産地消推進の一環として学校給食への市 内農産物の提供を推進します。	経済労働局	地産して 地産しの「かわなけん」 やしの「かわなけん」 か「かりでする。 がして、の情報のできる。 がいのはできる。 がいのでする。 がいのでする。 がいのでする。 がいのでする。 がいのでする。 でいての講話	地産 中国		•	事業推進
○学校園推進事業 学校園を有効に活用します。	教育委員会	学校園の有効活 用	学校園の有効活 用		•	事業推進

〇 援農ボランティア等の農の担い手の育成

農に参加し、支えようとする市民を農地の保全にむけた大切なサポーターとして捉え、援農ボランティアの育成を進めます。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 来 省	川官局	現 认	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●担い手育成事業 経営感覚に優れた農業の担い手を育成する ため、セミナーの開催や市民との交流を推進します。	経済労働局	・ファースクラブの開業者の育成・「新世代講業者の育成・「新世代講業者の育成・「新世代講書」の中では、「かわっち」の開催・認定農業者への支援	・ 世界 では、 ・			事業推進
●農業公園・交流促進型地域農業活性化事業 里地里山用地の整備・管理、里地里山用 地の活用、里地里山等利活用実践活動によ る人材育成を図ります。	経済労働局	・神保の等等では、 ・神保の等等では、 ・神保の等で、 ・神保の等で、 ・神保の等で、 ・神保の等で、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・神保ので、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は	型山農業ボラン ティア 第1期 生 研修実施(1 年目)	里山農業ボラン ティア 第1期 生 研修実施(2 年目)	里山農業ボラン ティア 第2期 生募集、研修実施 (1年目)	里山農業ボラン ティア 第2期 生 研修実施(2 年目) 事業推進

【緑化の推進に関する施策】

15 道路の緑化推進

〇 道路の緑化推進

都市計画道路などの整備にあわせながら街路樹やグリーンベルトの拡充に努めます。

事業名	所管局 現 状	TH JLL		目	標	
事業名	川官 同	5t 1/	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●街路緑化整備事業 * 緑豊かなうるおいのある安全なまちづくりをめざし、街路樹の植栽を進めます。	建設緑政局	街路樹植栽工事	街路樹植栽工事			事業推進
○道路の緑化推進 * 道路事業等において、さらに積極的な緑化 を進めます。	建設緑	道路の緑化	緑化を意識した 道路施設整備の 推進		-	事業推進

16 街路樹の適正な管理の推進

○ 街路樹管理マニュアルによる適切な樹木管理とまちなみ景観向上

街路樹の効果的な管理手法を実行するために策定した街路樹管理(規格)マニュアルに即した適切な街路樹管理と、効果的な緑の景観形成に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●街路樹等維持管理事業 * 交通障害の緩和、街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、維持管理の充実を図ります。	建設緑政局	街路樹町の進進・ 維持管理板及「の推進・ ・街路梯ルトーンで理 ・樹路管理及びの維 ・樹形管理及び交 通障書対策 ・通時未診 新整備	街路 付出 を は から は から は から は がら は がら は がら は がら から		•	事業推進

○ 狭隘な幅員歩道における街路樹の再編

生活空間の質の向上、景観の向上、安心安全な歩道空間の確保のために、狭隘幅員歩道に植樹されている街路樹の樹種・管理のあり方を検討します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●街路樹等維持管理事業 * 交通障害の緩和、街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、維持管理の充実を図ります。	建設緑政局	・街路博の適正な 維持管理板及びの推 ・街路ペルトのサイ ・一、ション・ ・樹路で、 ・樹形管理 ・樹形管理 ・樹木を ・樹木を ・樹木を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	街路博士 な 維持管理协及 が ・街路 ペーパー は ・街路 ペーパー は ・街路 ペーパー は ・街下 で ・樹下 で ・樹木 で ・樹木 で ・樹木 で ・樹木 で ・ 大 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で 、 で		•	事業推進

① 河川の環境整備の推進

〇 水辺環境の保全・再生

市管理の河川の整備にあたっては、各種河川改修、水路改修などの機会を捉え、地域の実情に即しながら、その個性を生かした川づくりに努めます。また、良好な自然環境が残る河川については、生態系に配慮した水辺環境の保全に努めます。

事業名	所管局 現 状	11日 11上	目標				
争 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●河川改修事業 - 級河川の改修により治水の安全度を高めるとともに環境に配慮した「多自然川づくり」により都市環境の向上を図ります。	建設緑政局	・平瀬川支川の河 川改修の推進	・平瀬川支川の河 川改修の推進		・平瀬川改修の推 進	事業推進	
●準用河川等改修事業 準用河川及び普通河川の改修により治水の 安全度を高めるとともに雨水浸透機能の保 全・回復・推進による河川環境の再生を推 進します。	建設緑政局	・矢上川河川改修 詳細設計 ・麻生川魚道設 置、河床整備の推 進	・矢上川河川改修 工事着手 ・麻生川魚道設 置、河床整備の推 進	・矢上川河川改修 の推進 ・麻生川 魚 道設 置、河床整備完成	-	事業推進	
●渋川沿線環境改善推進事業 賑わいとうるおいのあるまちづくりに向け て、元住吉駅周辺における渋川の整備を推 進します。	建設 緑	渋川整備基本計 画の策定、地域と 連携した取組の 実施	渋川整備基本計画に基づく取組 の推進 (整備基本 設計)	渋川整備基本計画に基づく取組 の推進 (整備詳細 設計)	渋川整備基本計画に基づく取組 の推進(整備推進)	事業推進	

〇 水辺の維持管理活動の推進

周辺住民の意見を聞きながら、河川の適切な維持管理に努めます。また、市民参加による水辺のクリーン活動を推進します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●河川維持補修事業		河川の維持補修	• 河川維持補修計		•	事業推進
河川のしゅんせつ、除草などの維持管理や 水門などの河川施設の保守点検・補修によ り、水害の防止や環境の保全を図ります。	建設緑政局	計画の策定	画に基づく維持 補修の推進		・第2期河川維持 補修計画の策定 に向けた取組	・第2期河川維持 補修計画の策定

〇 水辺に親しむ機会づくり

市民や学校等による、水辺に親しむための勉強会等の開催に努めます。

事業名	所管局	тн ль		目	標	
争 未 石	川官同	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇水生昆虫ふれあい教室の実施 水辺の環境と関心を高める環境学習を進め ます。	環境局	水生昆虫ふれあ い教室の実施	水生昆虫ふれあい教室の実施		•	事業推進
●水辺の楽校協議会支援事業 * 水辺の楽校3校の活動支援を行います。	建設緑政局	・市内3つの水辺 の楽校の設立 ・各水辺の楽校の 活動支援	・市内3つの水辺 の楽校間の交流 事業の実施 ・ホ辺の楽校等と の連携		•	事業推進

〇 水質の改善

河川の持続的な水質調査を行い、河川水質管理計画における環境目標(BOD、COB、生物の生息状況)の達成状況を把握します。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○水辺環境の保全に向けた調査の実施		水辺環境保全に	水辺環境保全に			事業推進
水辺環境保全に向け、河川・海域などの環境基準、環境目標の達成・維持を目指します。	環境局	向けた、河川・海域などの環境基準、環境目標の達成・維持	向けた、河川・海域などの環境基準、環境目標の達成・維持			

18 公共公益施設の緑化推進

〇 庁舎等公共施設の緑化推進

市民に最も身近な公共施設の緑化を推進することは、訪れる市民の心を和ませることや、緑のネットワーク形成につながる取組であることから、行政自らが地域緑化の先導役として、機会あるごとに緑を増やす取組を進めます。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 未 石	別官向	5九 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○庁舎等公共施設の緑化推進 * 地球温暖化対策とも関連づけながら、壁面 緑化等、公共施設緑化を推進します。 行政自らが地域緑化の先導役として、屋 上・壁面緑化等特殊空間を利用した緑化に、 庁舎管理者と協議をしながら取り組んでい きます。	建設緑政局	・ゴーヤーによるの 種点 取組 期間の終了 恒常的な壁面線 化の検討・景観も考慮 緑 化の検討	・等の協議・等化査・等の協議・等化査・等化産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産産・産		•	事業推進
●開発事業に関する調査指導業務(再掲) * 都市計画法、総合調整条例や緑の条例に基づき、帰属公園等や自生管理の緑化地整備の事業者協議・指導を行います。	建設緑政局	法令等に基づく、 協議・指導の着実 な推進	法令等に基づく、 協議・指導の着実 な推進		•	事業推進
○環境まちづくり事業 各区役所において環境に係る取り組みを推 進します。	区役所	区と区民・活動団し 体などが協等は で、環境を守然と 地域の自まちづく りを実施	庁舎等公共公益 施設の緑化の取 組を区民の参加 と協働により推 進		•	事業推進

〇 公的住宅の緑化推進

民間開発の先導役として、公的住宅の建設や建替え時期に併せ、敷地内緑化の充実を図ります。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●市営住宅等ストック活用事業 老朽化が進み、設備面等で更新時期を迎え る市営住宅の計画的な建替えや改善等を計 画的に推進し、既存市営住宅ストックの有 効活用を図ります。	まちづ くり局	建替事業に伴う 緑化の推進及び 公園の整備の実 施	建替事業 ・桜本住宅 ・古市場住宅4号 棟 ・小向住宅1号棟	建替事業 · 塚越住宅	建替事業 ・小向住宅2号棟 ・末長住宅1期工事 ・中野島住宅1期 工事 ・大島住宅1期工事	事業推進

〇 学校の緑化推進

機会あるごとに学校敷地内の緑化、学校林の保存、生物の生息生育空間としてのビオトープの創出などに努めるとともに、学校関係者や保護者への普及啓発を通して、花と緑あふれる学校づくりを進めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
→ 未 右 			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇学校の緑化推進 学校施設でのゴーヤー等による壁面緑化や 校庭の一部芝生化、改築・大規模改修など に併せて屋上緑化を行うなど、環境対策と ともに学校敷地内の緑化を進めます。	教育委員会	・屋上緑化 18 校 ・壁面緑化 39 校 ・校庭芝生化 11 校	・屋上緑化 ・壁面緑化 15 校 ・校庭芝生化		•	事業推進

〇 公益的施設の緑化推進

ショッピングモールや駅などの公益的施設は、公共施設と同様、まちなみ形成や市民交流の核として重要な役割を果していることから、商店街や鉄道事業者など、地域の事業者への緑化制度の普及、啓発を図りながら地域緑化の促進に努めます。

事業名	」 所管局 現 状	現状	目標				
争 未 石	別官同	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇公益的施設の緑化推進 * 公益的施設への川崎市緑化基金募金の紹介をきっかけとした緑化制度の啓発や壁面緑化等の普及を促進します。	建設緑政局	「緑のカーテン 大作戦」重点取組 期間の終了	・川崎市緑化基金 募金の勧誘と緑 化制度の普及啓 発 ・区役所の緑化事 業の把握と緑 施策の検討	・公益的施設の緑 化の普及啓発	•	事業推進	
●緑化推進重点地区整備事業(再掲) * 市民・事業者との協働により策定した緑化推進重点地区計画に基づいた緑化を行い、花と緑を基調とした魅力あるまちづくりを推進します。	建設緑	・「宮町地区」、「宮町地区」、「宮町地区」、「園辺地区」、「園園では、「園園では、地域では、地域では、「満口駅ける」では、「満口駅は、「満口駅は、「満口駅は、「満口駅は、「満口駅は、「大田では、」」、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、」」、「大田では、「大田では、」」」、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、」」、「大田では、」」、「大田では、「大田では、「大田では、」」、「はいいは、」」、「大田では、「大田では、」」、「はいば、」」、「はいいは、」」、「はいいは、「はいいは、」は、「はいいいは、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいは、」は、「はいいいは、」は、「はいいいは、」は、「はいいいいいは、」は、「はいいいいいいいは、」は、「はいいいいいいは、」は、「はいいいいいいいいいい	・リーディング事業の実施 ①「宮前平・鷺沼駅周辺地区」 ②「登戸・向ヶ丘 遊園駅周辺地区」		・「新川崎・鹿島 田駅周辺地区」に おいて新点たな 化推進の 作計画の 第一章	事業推進	
○環境まちづくり事業 各区役所において環境に係る取り組みを推 進します。	区役所	区と区民・活動団体などが協働して、環境を守り、地域の自然とが調和したまちづくりを実施	庁舎等公共公益 施設の緑化の取 組を区民の参加 と協働により推 進		→	事業推進	

⑩ 緑化推進重点地区(候補地)における緑化推進

緑化推進重点地区の持続的な緑化推進

既に緑化計画が策定されている緑化推進重点地区(川崎駅周辺地区、小杉地区、新百合丘地区、 溝口駅周辺地区、宮前平・鷺沼駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)においては、新たな土 地利用の動向などを考慮しながら、様々な主体が協働する持続的な緑の創出に向けた取組を推進し ていきます。

事業名	所管局	現状		I	標	
争 未 石	州自府 現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●緑化推進重点地区整備事業 * 市民・事業者との協働により策定した緑化推進重点地区計画に基づいた緑化を行い、花と緑を基調とした魅力あるまちづくりを推進します。	建設緑政局	・「宮前地域」、「宮前地域」、「宮前地域」、「宮前地域」、「宮前地域」、「宮前地域」、「宮前地域」、「宮前地域では、「東京では、」」、「東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、	・リーディング事業の実施 ①「宮前平・鷺沼駅周辺地区」 ② 下のケケ丘 遊園駅周辺地区」		・「新川崎・鹿島 田駅間辺が地区ない おい推重なな地区が が進度 計画の策定	事業推進

緑化推進重点地区計画の策定

緑化推進重点地区候補地においては、地域の様々な主体の参画により緑化推進重点地区計画を策定し、効果的な緑の創出、育成に向けた取組を推進します。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑化推進重点地区整備事業 * 市民・事業者との協働により策定した緑化推進重点地区計画に基づいた緑化を行い、花と緑を基調とした魅力あるまちづくりを推進します。	建設緑政局	・「宮町地域」では、「宮町のから」で、「宮町のから」で、「園園では、「園園では、「園園では、園園では、「本田では、」」」、「本田では、「本田では、」」、「本田では、「本田では、「本田では、」」」、「本田では、「本田では、」」、「本田では、」」」、「本田では、「本田では、「本田では、「本田では、」」、「本田では、」」」、「本田では、「本田では、「本田では、「本田では、」」」、「本田では、「本田では、「本田では、「本田では、」」、「本田では、「本田では、」」、「本田では、「本田では、」」、「本田では、「本田では、「本田では、」」、「本田では、「は、「は、「本田では、「本のいは、「本のいいは、「は、「本のいは、「本のいいは、「本のいいは、「本のいいは、「は、「は、「は、」」は、「は、「は、」	・リーディング事業の実施 (1)「宮前平・鷺沼駅周辺地区」 ②「登戸・向ヶ丘 遊園駅周辺地区」		・「新川崎・鹿島 田駅周辺が地に おいれて進 なれて進 で 記 が で ま で ま で れ し る に れ り し れ り は た た し れ し れ た し た し れ た し た れ た れ た れ た	事業推進

② 多様な手法による緑化推進

〇 緑化指針による緑化指導と助言の推進

緑の条例に位置づけられた緑化指針により、緑化技術、手法を広く普及、啓発し助言すると共に、 開発行為等における緑化指導の指針として活用し、緑豊かなまちづくりを目指します。また、公共 施設については、屋上緑化や壁面緑化などの特殊空間を活用した効果的な緑化を誘導するために、 緑化基準の検討を進めます。

事業名	記盤日	所管局 現 状	目標			
争 未 石	川官同		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●開発事業に関する調査指導業務 * 都市計画法、総合調整条例や緑の条例に基づき、帰属公園等や自生管理の緑化地整備の事業者協議・指導を行います。	建設緑政局	法令等に基づく、 協議・指導の着実 な推進	法令等に基づく、 協議・指導の着実 な推進		•	事業推進

〇 緑化地域の指定検討

市域の効果的な緑化の推進に向けて、都市計画関係部局との調整等を図りながら緑化地域の指定に取り組みます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑化地域制度導入事業 * 建築物の敷地内において緑化が必要な区域 について、都市緑地法に基づく緑化地域制 度などの導入の検討を進め、緑豊かな街な み形成をめざします。	建設緑	緑化地域制度の 調査・検討	「都市緑化のあ り方について」環 境審議会に諮問・答申	庁内関係部署と 制度構築に向け た調整	制度運営体制の 検討	事業推進

〇 緑地協定の締結推進

緑地協定は、都市緑地法に基づく制度で、地権者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民の協力により良好な環境を確保する制度です。制度の普及を図りながら、新たな協定の締結に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑地協定の締結推進 * 都市緑地法に基づく「緑地協定」制度の普及を図るため、市民に向けた制度説明や啓発に向けた手法の検討をおこない、協定の締結を目指します。	建設緑政局	緑地協定締結件 数 1件	都市緑地法に基づく「緑化協定」制度の普及啓発と締結推進			事業推進

〇 地区計画等による緑化推進

地区計画は、都市計画法に基づく制度で、地域住民の合意の上で進められる土地利用や地域緑化のルールづくり等を推進する制度です。土地利用の再編や大規模開発などの機会に合わせながら、緑豊かなまちづくりを推進する手法として、活用に努めます。

事業名	配件目	18 14		目	標	
尹 未 石	所管局 現 状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇地区計画等の区域内における緑化率規制の活用 に向けた検討 * 都市緑地法に規定される「地区計画等の区 域内における緑化率規制の活用に向けて検 討を進めます。	建設 緑	大規模な戸建の 宅地開発は、緑化 指導の対象外	都市緑地法に規定される「地区計画等の区域内容におけるを根本のに規制」の他都市の現状の調査、事例研究	都市緑地法に規定される「地区計画等の区域内内はおける線人に向けた関係機関をした。 大関係機関整の協議、調整	•	事業推進
●地域地区等計画策定・推進事業 地区計画など都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図ることにより、計画的なまちづくりを推進します。	まちづ くり局	・ 保証 を は を は から は から は から は から は から は から は か	事業実施		•	事業推進
●誘導的建築行政推進事業 都市計画法や建築基準法で定められている 制限に加え、地域の実情に応じたきめ細か なルールを定めた地区計画制度の手法を用 いて、良好な既成市街地環境の形成、維持 及び保全を図ります。	まちづ くり局	都市「地区計画法に基 一部では、地区計画を計画を注明した。 市民主主体情にの応います。 でのよりでは、地じない。 には、はは、はいい。 には、はいいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいい。 には、はいいいい。 には、はいいい。 には、はいいいい。 には、はいいいい。 には、はいいいい。 には、はいいいい。 には、はいいいいいいいいい。 には、はいいいいいいいいいいい。 には、はいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	地区住民発意に よる、地区の実情 に合わせた地区 計画の策定支援	継続実施	•	事業推進

〇 地域緑化推進地区認定の推進

地域緑化推進地区は、緑の条例に基づく地域緑化の制度です。その認定推進は、地域ぐるみの市 民緑化運動の原動力であるとともに、緑と水のネットワーク形成に向けた重要な制度と位置づけら れていることから、本制度の普及、啓発や地域緑化推進計画作成に向けた人材の育成を図るととも に、認定に伴う新たな支援制度を検討します。

事 業 名	所管局 現 状	租 壮	目標			
尹 未 石		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇地域緑化推進地区認定の推進 * 市民による地域緑化の推進のため、制度の普及啓発に取り組んでいくとともに、地域緑化推進計画づくりや緑化活動の支援に取り組みます。	建設緑政局	・地域緑化推進地 区の認定 (22 年 度末 12 地区) ・各種助成制度に よる支援 ・地域緑化推進地 区に対する緑化 資機材の支援	・地域総計推進地 ・地域総計度よる動 ・地域総計度よる動 ・地域線する ・地域線する援 ・地域がする援 ・機材の支援		•	事業推進

〇 公開空地の誘導

公開空地は、稠密な土地利用がなされている市街地に公園的機能をもった空間を確保していく有効な手法でもあることから、建築計画に公開空地の確保がなされる場合は、地域の緑化推進に資するものとなるよう事業者に要請を行います。

事業名	所管局	現状	目標				
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇公開空地の誘導 公開空地が確保される場合には、適切な公 開空地となるよう助言・指導を行います。	庁 内 関 係局	機会あるごとに 助言・指導	継続実施		•	事業推進	

② 緑化助成制度の普及と充実

○ 地域ぐるみの緑化運動促進に向けた各種緑化助成制度の普及

緑あふれるまちなみ形成やそれを支える市民活動等を促進させるために、財団法人川崎市公園緑地協会が行なう緑の活動団体への助成をはじめ各種緑化助成制度を活用しながら地域ぐるみの緑化運動を促進します。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 未 石	別官向	引 現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●市民との協働による緑化推進事業 * 屋上・壁面緑化への助成制度の運用や、緑の活動団体に対する支援により、緑の確保と同時に市民の緑化推進に向けた啓発を行います。	建設緑政局	・屋上・壁面緑化 等助成制度の普 及と緑化 度で の認定 (22 年度末 12 地 区) ・普及啓発活動の 実施	・ 市対施公権 (地域) 定数 (利用) では、			事業推進

〇 緑化助成制度の充実

現行の緑化助成制度を市民ニーズに即しながら再編し、地域緑化推進地区の認定をはじめとした 地域緑化の推進に向けた新たな助成制度の構築に取り組みます。

事業名	記盤日	所管局 現 状	目標			
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○緑化助成制度の充実 *	建設緑政局	壁面・屋上緑化助成、生垣助成における緑化推進地区に対する助成内容の充実	市民の緑化活動に対する効率的な支援の検討と実施		•	事業推進

○ 川崎市緑化基金の効果的な活用

緑化基金については、市民等の浄財による積み立てであることを基本におき、これまでの実績を 踏まえながら、緑化推進に対して、効果的な事業となるものを厳選し、その運用に努めていきます。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇川崎市緑化基金の効果的な活用 * 市域の緑化等に対し効果的事業を厳選しながら、基金の趣旨に沿った運用を進めます。	建設緑政局	・川崎市緑化基金 繰入事業の精査 ・川崎市緑沿基金 の趣旨に沿った 運用基準の見直 し	・川崎市緑化基金 緑入事業の精査 ・川崎市緑化基金 の趣旨に沿った 運用			事業推進

② 事業所緑化の促進

○ 事業所との緑化協定の締結促進

1972 (昭和 47) 年以来 1 ha 以上の敷地を有する事業所と敷地面積の 10%以上を緑化していくことを目標に緑化協定を締結しています。(現在は面積に関わらず締結を進めています。)今後も、事業所との緑化協定の締結拡大に努めます。

事業名	所管局 現 状	租 壮		目	標	
事業名		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●事業所緑化推進事業 * 創出された事業所等の緑化地の喪失を防ぐ ため、みどりの事業所推進協議会と連携を 図りながら、緑化を促進します。	建設緑政局	・川業の ・川業会の市機会化取協会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・川業の ・川業の ・川業の ・川業の ・一大進活 ・一大進活 ・一大地活 ・一大地活 ・一大地活 ・一大地で ・一大 ・一大地で ・一大地で ・一大地 ・一大 ・一大 ・一大 ・一大地 ・一大 ・一大 ・一大 ・一大 ・一大 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一			事業推進

〇 みどりの事業所推進協議会の加盟拡大

事業所緑化を促進させることを目的に「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、会員事業所には、緑化を推進するための様々な支援として、情報交換や施設見学会、講演会を開催する等、様々な取組を行っています。今後も「川崎市みどりの事業所推進協議会」の加盟促進に努めます。

事業名	所管局 現 状	田作		目	標	
事業名		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●事業所緑化推進事業 * 創出された事業所等の緑化地の喪失を防ぐ ため、みどりの事業所推進協議会と連携を 図りながら、緑化を促進します。	建設緑政局	・事会援・植議緑の・所に結入が開業のの市樹会化取協とよい推議を開業のの市樹会化取協とよい推議を開業のも、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	・事会援・植議をは、 本 は		*	事業推進

○ 川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑地整備の推進

特定工場の緑化推進により、工場と周辺緑地の生活環境のより一層の調和を図ることを目的として、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」に基づき、効果的な緑地整備を進めます。

事業名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官同	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく効果的な緑地整備の推進 「川崎市特定工場緑地整備基本方針」に基づき、国の工場立地制度見直し等に対応しながら、市内大規模工場における効果的な緑地整備等の推進、操業環境の向上を図ります。	経済労働局	特定工場緑地整備基本方針の見直し	特定工場緑地整 備基本方針に基 づく効果的な緑 地整備の推進		-	事業推進

【公園緑地の整備に関する施策】

② 大規模公園緑地の整備推進

〇 総合公園の整備推進

富士見公園、等々力緑地、生田緑地の整備を推進します。

± # 5	7.M.D	TO 10		目	標	
事業名	所管局	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●富士見公園整備事業 * 本市で最も歴史のある総合公園であり、都市部の貴重なオアシスとなるよう整備を進めます。	建設緑政局	・富士見周辺地区 整備実施計画の 策定 ・富士見公園長方 形競技場基本設 計	・富士見施計回辺地区に整備を基本 備富競 本	・富士見公園長方 形競技場の整備 着計画の整備着 手	・富士見公園長方 形競技場の整備	事業推進 ・富士見公園長方 形競技場の完成 (2014年度)
●富士見周辺地区整備の推進及び調整 富士見公園及び周辺市民利用施設の総合 的・一体的な整備を推進します。	総合企画局	・富士見本計画の ・富士見本計画の ・富士見地区区を ・国本計画ののの ・国本計画のののの ・国本計画のののの ・国本計画のののの ・国本計画のののの ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・国本計画の ・ののの ・国本計画の ・のののの ・国本計画の ・のののの ・国本計画の ・のののの ・国本計画の ・ののののの ・ののののの ・のののののののの ・ののののののののの	・富士見周辺地区 整備実施計画に 基づく取組の推 進 ・富士見公園の都 市計画の変更			事業推進
●等々力緑地整備事業 * 小杉地区の街づくりを踏まえながら、スポーツ・レクリエーションの拠点及び災害時の広域避難場所としての整備を行います。	建設緑	・園路広場整備工事 ・川崎フロンターレ支援としての 陸上競技場の補 修等	・園路広場整備 ・釣池の浄化に向けた調査、検討		•	事業推進
●等々力緑地調整事業 * 等々力緑地の一体的な整備を進めます。	総合企画局	・等々力級地再編整備方針、等々力 級地再編整備 報地再編整係基本構想の策之 を 事を力本計画の策定 を を が を が を が を が を が を が を が を が を が	・等々力緑地再編整備実施計画の推進・等々力緑地の基本設計・等々力緑地の基本設計・等々力陸上競技場の整備計画の策定	・等々力陸上競技 場の基本設計・実 施設計・整備者手 ・等々力球定 備計画の策定	・等々力陸上競技 場の整備 ・等々力球場の基 本設計	事業推進 ・等々力陸上競技 場の第1期整備完 了 (2014 年度)
●生田緑地整備事業 * 本市最大の緑の拠点として、計画的な用地 取得と整備を進めます。	建設緑政局	・計画的な緑地内 の用地取得 ・中央広場整備 ・周遊散策路(初 山地区)整備工事	・計画的な緑地内 の用地取得 ・中央広場整備完 了 ・周遊散策路、広 場(初山地区等) 整備	・周遊散策路、広 場(初山地区等) 整備完了	・ばら苑周辺整備	事業推進
●生田緑地調整事業 * 優れた自然環境の中に文化施設等が立地する多様な総合公園としての整備・運営を進めます。	総合企画局	・生田緑地ビジョン策定・東ロビジターセンタ本設計・実施設計・西ロサテライト基本設計・西の最路の整備の検討	・生田緑地ビジョ ンに推進 ・東ターを備・完成 ・西ロサテライト 整備・西の整備 ・西の検討	・東ロビジターセンターを活用した事業実施 ・西ロサテライトの運用 ・西ロ園路の設計	・西口園路の整備 着手	事業推進

〇 緑地の整備推進

菅生緑地の整備を推進します。

事 業 名	所管局	現状	目標				
争 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●菅生緑地整備事業 * 里山の自然的環境に親しめる宮前区市民健 康の森として、市民との協働により整備を 進めます。	建設緑	宮前区市民健康 の森として、市民 との協働で整備	・西地区園路・広場整備 ・西地区の計画的 な用地取得		*	事業推進	

〇 霊園の整備推進

緑ヶ丘霊園、早野聖地公園の整備を推進します。

事業名	所管局	現状		目	標	
事業名	川官同	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●緑ヶ丘霊園整備事業 *	建設緑政局	・園内施設整備推 進・計画的な用地取 得・第2霊堂整備に 向けた事前調査	・第2 霊堂及び霊 堂周辺広場の整 備・完成 ・無縁合葬墓整備 基本計画の策定	・第2 霊堂開設 ・園内トイレの改修工事 ・無縁合葬墓整備のための地質調査、基本設計、実施設計、実	· 無縁合葬墓整備	事業推進
●早野聖地公園整備事業 * 良質で低廉な墓所を整備するとともに、自 然環境を活かした自然生態保全観察型公園 としての整備を進めます。	建設緑政局	・園内施設整備 ・新規墓所整備 ・計画的な用地取 得	・新規墓所整備 約150か所 ・墓域および公園 域の用地取得 ・次期整備区域に おける関連調査 等	・新規墓所整備 約 250 か所	・新規墓所整備 約 250 か所	事業推進

② 身近な公園の整備推進

○ 歩いて行ける身近な公園の整備推進

市民生活に関わりの深い街区公園については、「歩いて行ける身近な公園」として、近隣の公園の設置状況を勘案しながら、借地公園制度等を活用するなど、小学校区を構成する町丁目の 2/3 に配置されるように努めます。

事業名	所管局	現状	目標				
尹 未 乜			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●大小公園整備事業 *		大小公園整備	大小公園整備			事業推進	
地域の集い・憩いの場となる街区公園や景 観に資する都市緑地等の整備を行い、うる おいのある空間の創出を図ります。	建設緑 政局						

⑤ 多様な手法による公園緑地の整備推進

〇 特別緑地保全地区の都市林としての整備推進

特別緑地保全地区について、土地の公有地化が図られるなど、市民への開放が可能となった時点で、都市林として市民協働による緑地の保全整備を図ります。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○特別緑地保全地区の都市林としての整備推進 * 特別緑地保全地区については、市民との協働により保全管理計画を作成し、市民への開放が可能となった時点で、都市林として緑地の保全整備を図ります。	建設緑政局	都市林への告示	都市林への告示			

〇 開発行為等における公園緑地の整備推進

一定規模以上の開発行為にあたっては、都市計画法による開発許可基準により公園緑地の整備を 引き続き指導を行います。また、一定規模以上の宅地開発を行う場合には、川崎市建築行為及び開 発行為に関する総合調整条例と緑の条例の連携を図りながら、「川崎市緑化指針」に基づき、対象 事業に関する緑化や公園緑地内の植栽基準等について技術的な助言や指導を進めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○開発行為等における公園緑地の整備推進 *	建設緑	継続指導	継続指導			-
法令に基づく、協議・指導の着実な推進を 図ります。	政局					

〇 民有地等の活用による公園緑地の整備の検討

市街化が著しい本市においては、新たな用地取得を伴う公園整備は難しい状況にあることから、 民有地を活用した緑地やオープンスペースを確保、整備を推進する仕組みの検討を進めます。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇民有地や民間活力による公園緑地の整備の検討		検討	検討			-
* 国の施策に沿って民有地の活用と効果的な事業推進手法の検討を行います。	建設緑 政局					

〇 民間活力を活かした公園緑地整備の検討

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することも公園整備を促進させる一手法として、P F I 手法、都市計画法第59条第4項の事業(特許事業)について、民間活力を導入した事業方法を検討します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇民間活力を活かした公園緑地整備の検討 *		検討	検討 ·			-
民間活力を活用した効果的な公園整備の検 討を行います。	建設緑 政局					

○ 都市計画公園・緑地のあり方の検討

都市計画施設として都市計画決定されている一部の公園緑地には、計画区域や地域課題の変化などにより長期間事業が着手されていないものがあり、都市計画区域内の関係者に対しては、長期にわたり私権の制限を課している状況となっていることから、川崎市環境審議会からの答申を踏まえて策定した「長期未整備公園緑地の対応方針」に基づき、都市計画区域の見直しや事業化の検討を行います。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●長期未整備公園緑地の見直し事業 都市計画決定後、長期間未整備の公園緑地 について事業計画の見直しや区域の変更等 の検討を行います。	建設緑政局	長期未整備公園 緑地の見直し方 針の策定	個別公園緑地の 見直し着手 (権利者調査・測量・区域の検討・ 計画変更に向け た取組)		•	事業推進

② リフレッシュパーク事業の推進

〇 リフレッシュパーク事業の推進

1971年(昭和46年)以前に整備され老朽化した近隣・地区公園を市民ニーズに合った公園として改修し、魅力ある公園として再整備します。

事業名	所管局	現状	目標				
	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●リフレッシュパーク整備事業 * 1971 年以前に開設され、老朽化した近隣・地区公園を市民参画により整備計画を策定し、新たな公園に再生します。	建設緑政局	・御幸公園の整備 に向けた国の治 水事業との調整 ・小田公園策康 施計画の策定及 び次年度工事整 備設計	・御幸公園の堤防 区域の設計 ・小田公園設計及・ び整備	・御幸公園整備完 了	•	事業推進	

【公園緑地の管理運営に関する施策】

② 公園緑地の維持管理の充実

○ 効率的な公園施設管理の仕組みづくり(アセットマネジメント)

整備から相当年月を経過した大小公園緑地においては、今後施設の老朽化に伴う修繕等の時期と その費用が集中することが懸念されることから、修繕等の費用を経年的に平準化することや安全安 心な公園づくりを目指して、公園施設の長寿命化計画の作成とその実施に取り組みます。

事業名	所管局	現状		目	標	
事業名	別官同		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●公園緑地維持管理事業 * 多様な市民要望に適切に対応し、市民の安全かつ快適な公園の維持管理の充実を図るとともに、老朽化した施設の改修を行います。	建設緑政局	・公園緑地の適正 な維持管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 や愛護会との協 働	・公園緑地の維持 管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 や愛護会との協 働			事業推進
〇公園施設長寿命計画の検討 * 「大規模公園における施設改修計画」による公園緑地維持管理事業の推進を行いながら、大小公園緑地における公園施設長寿命化計画の作成とその実施に努めます。	建設緑政局	公園遊具点検業 務の実施	公園遊具点検業 務の実施	大小公園緑地に おける長寿命化 計画の検討	*	大小公園緑地に おける長寿命化 計画の策定とそ の実施

〇 安心安全な公園緑地の管理

地域の方々が安心して子ども達たちの利用を見守れるような明るく衛生的な公園づくりを公園 管理運営協議会等と連携しながら取り組みます。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律」に基づき、公園緑地施設のバリアフリー化に努めます。

事 業 名	元佐日	所管局 現 状		目	標	
事業名	川島 向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●公園緑地維持管理事業 * 多様な市民要望に適切に対応し、市民の安全かつ快適な公園の維持管理の充実を図るとともに、老朽化した施設の改修を行います。	建設緑政局	・公園緑地の適正 な維持管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 や愛護会との協 働	・公園緑地の維持・管理 ・公園施設の補・修・更新・管理連営協議会・ や愛護会との協		-	事業推進
○公園施設のバリアフリー化 * 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、園路や広場など、バリアフリー化が特に必要な特定公園施設の整備を推進します。	建設緑政局	田島ふれあい公園 (2009 年度)、 中原 平和公園 (2010 年度)のパリアフリー化	宮崎第4公園のバ リアフリー化	事業推進 (1 公園)	事業推進 (1 公園)	事業推進

〇 子育て環境づくりとしての公園緑地管理の充実

急激に進行する少子化への取組として、地域全体で安心して子育てができる公園づくりに努めます。

				FI.		
事業名	所管局	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●生田緑地維持管理事業 *		生田緑地内公園	・生田緑地内公園			事業推進
本市に残された貴重な緑である生田緑地の良好な環境を保つとともに、市民が快適に利用できるよう予防保全型の維持管理を図ります。	建設緑	施設・生活を を設立を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 を記述を のので、 のので、 を記述を のので、 のので、 を記述を のので、 のので、 を記述を のので、 のので、 を記述を のので、 のので、 を記述を のので、 のので、 を記述を のので、 ので	施設ジュウント をシント維持補 修の域活性化と連 ・動し管理の推進 特管理の推進			
●等々力緑地維持管理事業 * スポーツ・レクリエーションの場として活用を図るとともに、川崎フロンターレへの支援策と連携した維持管理を進めます。	建設緑	・行効理 トライン トライン トライン トライン トライン トライン トライン トライン	・ に対している できない かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱ			事業推進
●緑ヶ丘霊園維持管理事業 * 墓参者及び来園者の安全性と利便性のため、墓所等の適切な運営及び維持管理を行います。	建設緑政局	・緑ヶ丘霊園の施設維持管理	・緑ヶ丘霊園の施 - 設維持管理		•	事業推進
●早野聖地公園維持管理事業 * 墓参者及び来園者の安全性と利便性のため、墓所及び公園の適切な運営及び維持管理を行います。	建設緑政局	・早野聖地公園の 施設維持管理	・早野聖地公園の 施設維持管理			事業推進
●運動施設等維持管理事業 * 運動施設の利便性の向上に向け、適切な維持管理を行います。	建設緑政局	・運動施設の適正 な維持管理の体制 の推進・スーパー陸上競 技大会2010 の開催・日本陸上競技選 手権大会シグライ ツ導入に向けた 検討	・運動施設の維持 管理体制の充実 ・ネーミングライ ツ導入に向けた 検討			事業推進
●電気施設維持管理事業 * 公園緑地内の安全性、利便性の確保を図る ため、公園灯、時計、ナイター照明など電 気設備の維持管理を進めます。	建設緑政局	安全性・利便性の 向上に向けた適 切な維持管理の 推進	安全性・利便性の 向上に向けた適 切な維持管理の 推進			事業推進

② 多様な手法による公園緑地の管理運営

〇 市民協働による公園・緑地の管理運営

市民に身近な公園緑地を「地域の庭」として共有される財産とするため、「管理運営協議会」の設立を推進します。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●協働による身近な公園緑地等の育成(再掲) *		管理運営協議会	公園愛護活動の			事業推進
市民にとって身近な街区公園の地元管理に 向け、各公園に管理運営協議会を組織し、 その活動を促進します。	建設緑政局	設置公園数 474 公 園	魅力発信と管理・運営協議会等の設置の促進			

〇 民間活力等による管理運営の検討

効率的な公園の管理運営を実現させるために、民間資本の活用を検討します。

事 業 名	=r #r ==	41/ BI	目標			
	所管局	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●公園緑地の調整事務 * 公園緑地のより効果的・効率的な管理に向け、指定管理者制度の導入拡大に向けた課題整理等を進めます。	建設緑政局	指定管理者制度 の検討及び適正 管理に向けた事 務調整	指定管理者制度 の検討及び適正 管理に向けた事 務調整			事業推進

○ 大規模公園緑地パークマネジメントの構築

市域における先駆的なモデルとなるよう生田緑地にかかわる様々な関係者が参加、協働し、管理 運営を進める「生田緑地パークマネジメント」の構築を行います。また、他の大規模公園緑地にお いてもパークマネジメント導入の検討を行います。

事 業 名	正答旦	管局 現 状	目標				
事業名	川官同		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●大規模公園緑地の効果的・効率的な管理運営の推進 *	総合企画局	生田緑理運営の体制の構築に向けた調整・検討	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・生管構定導入の増加を表示を 生性のの指のでは、 ・大にマルの地の地の地の地の地のでは、 ・大にマルの地の地の地の地の地のは、 ・大にマルの地の地の地の地の地の地のは、 ・大にマルの地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地の地	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業推進	

② 公園緑地の活性化の推進

○ 公園緑地の機能の回復

社会情勢を反映して、公園緑地においてもホームレスの滞留が見られます。様々な事情の中で、 公園緑地が一時的な生活の場とされていますが、公園管理上、好ましい状況とは言いがたいものと なっています。こうしたことから、今後も引き続き関係する団体、地域住民等との連携により快適 な園内環境を目指します。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 未 乜	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●公園利用活性化事業 *		・ふれあい動物園	・ふれあい動物園			事業推進
公園利用の活性化と地域住民相互の交流の ため、イベントを実施するほか、公園内の ホームレスへの対応を図ります。	建設緑政局	開催・公園緑地内ホームレス対応の実施	開催・公園緑地内ホームレス対応の実施			

○ 都市公園の農的活用の拡大

市民ニーズの変化及び高齢化社会への対応策として、地域住民の合意を得ながら、都市公園の活性化策の一手法として農的活用の検討を行います。

事業名	記集日	現状	目標			
争 未 石	所管局	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇都市公園の農的利用 *		富士見公園内コ	富士見公園内コ			事業推進
地域住民のコンセンサスを得ながら都市公 園の農的利用を検討します。	建設緑政局	ミュニティーガ ーデンの管理・運 営	ミュニティーガ ーデンの管理・運 営			

〇 公園施設の有効活用

プールなど特定の季節のみに利用される施設については、花壇に用いる花の栽培スペースなど、 オフシーズンの有効利用を検討します。

また、公園施設として設置されたプールについては、その利用状況、老朽化、市民需要等、様々な視点から「公園内のプールのあり方」について検討し、将来に向けた公園整備方針に役立てます。

事業名	所管局 現	TH ALL	現状	目	標	
尹 未 位	別官向	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●公園緑地維持管理事業 * 多様な市民要望に適切に対応し、市民の安全かつ快適な公園の維持管理の充実を図るとともに、老朽化した施設の改修を行います。	建設緑政局	・公園緑地の適正 な維持管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 や愛護会との協 働	・公園緑地の維持 管理 ・公園施設の補 修・更新 ・管理運営協議会 ・や愛護会との協 働			事業推進
○プールのあり方の検討 * ブールのあり方の検討を行い、公園施設の 有効活用を図ります。また、今後の公園整 備等にその考え方を反映させます。	建設緑政局	各区役所道路公園センターや関係部局との協議 調整及び検討	各区役所道路公 園センターや関 係部局との協議 調整及び検討			事業推進

〇 特色ある公園緑地の活用

流れ(せせらぎ・カナール等)、展望台、大木、遺跡、桜の名勝、梅園、友好都市の名をつけた 樹林地、ビオトープ、バラの名勝、動物園や風車等の施設を保有する特色ある公園の機能の充実と 質の向上を図り、魅力ある公園づくりに努めます。

事 業 名	所管局 現 状	目標				
争 未 石	川官同	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●生田緑地ゴルフ場管理事業 * パブリックゴルフ場としてレクリエーションの場を提供するとともに、管理運営の充実、生田緑地内の各施設との連携や回遊性の向上を図ります。	建設緑政局	・生田緑地を形成と日経地のの経典してという。 という はいかい とはいい という できる はい かい という できる はい かい という はい かい という はい	・クラブハウス建 替え工事着工 ・コース及び施設 の適正管理 ・指定管理者制度 導入の検討	・クラブハウス建 替え工事	・クラブハウス完成	事業推進
●生田緑地内ばら苑維持管理事業 * 市民ボランティアと協働して、苑内のバラを良好な状態に育成し、広く市民に開放します。	建設緑政局	・バラ管理・来苑 者サービスの充 実	・バラ管理・来苑者サービスの充実			事業推進
●動物公園維持管理事業 * 適切な飼育管理を行うとともに、動物との ふれあいによる環境教育等の場として、地 域住民と連携した取組を進めます。	建設緑政局	・優ペホスしの・委員のため、 大田 を イやマ用題 で 表して で 表して で まい で ま	・ 優な で で で で で で で で で で で で で で で で で で			事業推進
●夢見ヶ崎公園周辺魅力発信事業 夢見ヶ崎公園周辺をコミュニティ活動の 場と位置づけるとともに、緑環境や歴史的 資源を守り育てることにより、魅力あるま ちづくりを進める取組を区民参加のもと で進めます。	幸区役所	・夢見ヶ崎公園周 辺の現況調査・把 握・夢見ヶ崎公園周 辺の株子発信 ・市民参加による 調査検討	・夢見ヶ崎公園活性化の推進・公園内の測量実施・公園内園路整備・バリアフリー整備・トイレの増設整備・来園者満足度調査実施	・公園内樹木剪定 ・散策路の整備 ・古墳群の保全	・展示動物を活用 したイントの 実施 ・古墳群の活用に よる魅力発信	事業推進

【多摩川の保全・活用に関する施策】

③ 多摩川プランの推進

○ 多摩川プランの推進

「川崎市多摩川プラン」は、2006(平成 18)年度に策定し、基本理念として「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」を掲げ、多摩川への理解を深め、整備、保全の視点から7つの基本目標と30の施策の方向性を設定し、多摩川緑地として都市計画決定している約518haの緑地を対象として、総合的な多摩川に関する施策の展開を示しています。緑の基本計画では、多摩川を魅力ある空間としていくために、流域や支川、対岸を含め、流域全体を意識して、このプランを推進します。

事 業 名	所管局	現状		目	標		
争 耒 石	川官局	現 认	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
●多摩川プラン推進事業 * 市民団体等と連携しながら、多摩川における豊かな河川空間の創出をめざす「多摩川ブラン」の推進に取り組みます。		・多摩川プラン推 進会議の運営 ・二子橋、等々 カ・丸子橋地区周 辺エリアの再整	・多摩川プラン推・進会議の運営・等々力・丸子橋地区周辺エリアの再整備実施・マラソンコース・	・等々力・丸子橋 地区周辺エリア の整備完成		事業推進	
	・上平間・古市場地区周辺エリア建設線の再整備検討の再整備検討	・上平間・古市場 地区周辺エリア 建設緑 の再整備検討 政局	地区周辺エリア 建設緑 の再整備検討	の計画的なな修工事実施・バーベキュー制 用環境の整備実施(簡易水洗・)レの設置ギュー広、 場(有料)の開設	・バーベキュー利 用環境の整備完了		
			及び運営	を導入したバー ベキュー広場の 運営	•		
●多摩川における並木の復活事業 * 国の治水事業や民間開発事業等と連携しながら、多摩川沿いに桜や松等の植樹事業を展開します。	建設緑政局	・国の治水事業などに合わせての植材が行わと協議・協力と協議・協力・瞬間間辺地区に	・国の治水事業などに合わせて、桜や松などの植材が行わるよう関係者と協議・協力・並木の創出			,事業推進 	
●多摩川へのアクセス向上事業 *		おける桜並木の創出・多摩川の堤防に	・御幸公園の治水	・御幸公園の治水		事業推進	
■の治水事業と連携し、市街地から多摩川 へのアクセス向上と案内板等の設置を行い ます。	建設緑 政局	あるスロープや 階段等の改善・案内板等の設置	事業を基準を表現した。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 事業の主要によります。 を表現したり。 を表現したり。 を表現した。 を表した。 を表現した。 を表した。 を表現した。 を表現した。 を表した。 を表現した。 をまる。 を表し。 を表し。 を表現し。 を表現し。 を表現し。 を表現し。 を表現し。 を表し。 を表現し。 を表現し。 を表し。 を表し。 を表し。 を表し。 を表し。 を表し。 を表し。 を表	事業と連接と連続した事業と連続した。アクセス環境の整備完了整備完了	-	李 木)比丛	

③ 多摩川エコミュージアムプランの推進

○ 多摩川エコミュージアムプランの推進

「多摩川エコミュージアムプラン(2001年策定)」は、多摩川を中心とする「水系」や水系の涵養に不可欠な「緑」、地域が育んできた「歴史と文化」、そしてこれらを支える人々など様々な資源を活用し、地域に暮らす市民と企業、そして行政が役割を分担し、それぞれが持てる機能を発揮しながら、地域に立脚し、地域から発信するまちづくりを目指しています。今後も、川崎市多摩川プランとの計画間調整を進めながら、これまでの実績を踏まえたネットワーク型の活動展開を進めます。

市 光 夕	記姓日	現状		目	標	
事業名	所管局	55、1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●多摩川エコミュージアムプラン推進事業 * ニヶ領せせらぎ館を中心に、展示活動やイベントの実施など多摩川エコミュージアムブランの趣旨に沿った市民の諸活動を支援します。	建設緑政局	・ニケ保証の ・ニケ保証の ・エケストアの ・シストアの ・多度(タース) ・多度(タース) ・多度(タース) ・多度(タース) ・多度(タース) ・多度(タース) ・変元の ・	・ 館・ ない はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま			事業推進
●水辺の楽校協議会支援事業 * 水辺の楽校3校の活動支援を行います。	建設緑政局	・市内3つの水辺 の楽校の設立 ・各水辺の楽校の 活動支援	・市内3つの水辺・ の楽校間の交流 事業の実施 ・流域の他都市の・ 水辺の楽校等と の連携		•	事業推進

② 多摩川緑地の整備と維持管理の充実

○ 多摩川緑地の整備と維持管理の充実

多摩川では、河川管理者である国や関係機関と調整しながら、多摩川緑地やサイクリングコース、マラソンコース等の維持管理が行われています。今後は、市民から求められている維持管理水準の向上や施設の充実を進めるとともに、多摩川水系河川整備計画に沿い、自然環境と調和させながら、運動施設の再配置を進め河川敷の有効な活用と利便性の向上を図る取組を進めます。

市 ※ な	記盤日	тн чт		目	標	
事 業 名	所管局	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●多摩川緑地維持管理事業 * 運動施設・駐車場・トイレ等の整備や維持 管理の充実を図り、利用環境の一層の向上 に取り組みます。	建設緑政局	・河川敷の維持管理 ・運動施設の整備	・河川敷の維持管・理 ・運動施設の整備・		•	事業推進
●多摩川スポーツ施設関連事業 * サイクリングコースやマラソンコースなど の適切な維持管理及びパークボール場の管理運営を行います。	建設緑政局	・市民が安全で快適に利用でするようでは、 適に対理の推進・県管理サイクリング準備・パークボール場の管理連	・市民が安全で快 適に利用できるような理の推進 ・県管理サイクリングコースの移 管 ・パークボール場 の管理運営		•	事業推進

③ 多摩川河口干潟の保全

○ 多摩川河川環境管理計画に沿った多摩川河口干潟の保全

多摩川の河口には貴重な河口干潟である「殿町干潟」があり、周辺に広がるヨシ原の環境とともに貴重な自然空間を形成しています。また、河口には汽水域特有の自然環境も残され、多様な動植物や様々な鳥たちを見ることができます。このような貴重な生態系を保ち、自然を守るスペースとして多摩川水系河川整備計画で生態体系保持空間として位置づけられていることから、その趣旨を尊重し、保全に向けた市民活動支援などの取組を進めます。

市 安 夕	記答旦	所管局 現 状 2011年 2012年 2015年			標		
事業名	別官向	現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇多摩川学習推進事業 * 多摩川水系における環境教育のためのテキストを作成し、市内小・中学校での環境教育・学習のさらなる推進を目指します。	建設緑政局	・環境学習発表会 の開催 ・環境学習活用調 査結果の検討	・環境学習発表会の開催 ・市民による小中学生に対する環境学習の推進 ・環境学習活用資料の作成・配布			事業推進	

【臨海部に関する施策】

③ 川崎港千鳥町再整備計画に合わせた緑地空間の確保と充実

〇 ちどり公園の活性化

港湾緑地である「ちどり公園」の活性化を進め、緑の拠点の充実を目指します。

事 業 名	所管局 現 状 目標					
	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014年度以降事業の推進
〇千鳥町再整備事業 千鳥町の再整備等を推進し、公共ふ頭の機 能強化を図ります。	港湾局	・「川崎港千鳥町 再整備計画」の策 定・「川崎港千鳥町 再整備計画」に基 づく再整備等の 推進	_	_	_	事業の推進

○ 事業所との連携による緑地空間の創出と水際線の開放

事業所と連携を図りながら、土地や施設の利用転換による緑地空間を創出し、水際線の開放を促進することで、市民に開かれた臨海部を目指します。

事 業 名	所管局	現状	標			
争 未 位	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降 事業の推進
〇千鳥町再整備事業 千鳥町の再整備等を推進し、公共ふ頭の機 能強化を図ります。	港湾局	・「川崎港千鳥町 再整備計画」の策 定 ・「川崎港千鳥町 再整備計画」に基 づく再整備等の 推進	-	_	-	事業の推進

〇 緑化等の推進

土地や施設の利用状況に合わせて、自然エネルギーの導入や緑化等の推進に努め、公共埠頭として地球環境に配慮した取組を進めます。

事業名	所管局	現状	標	<u> </u>		
尹 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●千鳥町再整備事業千鳥町の再整備等を推進し、公共ふ頭の機能強化を図ります。	港湾局	・「川崎港画 ・「川崎港画 ・「東 ・「川崎計 ・ 「東 ・ 「東 ・ 「東 ・ 「東 ・ 「東 ・ 「東 ・ 「東 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「 ・ 「	・「川崎港画」 ・「川崎港画」 ・「東整備計整備 再整備再整備再整備 ・「東京の ・「東	・「川崎港画」 再整備計整備 再整備再整備 再配の 推進 で で で で で で に 進 で で で で で で で で で で で	・「川崎港千鳥町 再整備計画」に基 づく再整備等の 推進	事業推進

③ 隔海都市拠点の土地利用再編機会を捉えた緑と水のまちなみ形成

〇 多摩川と一体となった景観形成を目指した川崎殿町・大師河原地域の緑化推進重点地区計画の策定

川崎殿町・大師河原地域においては、工場跡地等の土地利用の再編機会を捉えて、内奥運河から 多摩川に連続した緑のネットワーク形成や多摩川と一体となった水辺景観形成に配慮した緑化推 進重点地区計画を市民や事業者との協働により策定します。

事 業 名	所管局	現状				
	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降 策定の実施
〇川崎殿町・大師河原地域の緑化推進重点地区計画の策定 * 多摩川と一体となった景観形成を目指した 川崎殿町・大師河原地域の緑化推進重点地 区を策定します。	建設緑政局	-	_	_	_	策定の実施

〇 内奥運河沿いの水際空間とのつながりに配慮した浜川崎駅周辺地 域緑化推進重点地区計画の策定

浜川崎駅周辺地域においては、工場跡地等の土地利用の再編機会を捉えて、運河を活かした公園 緑地等の誘導など、内奥運河沿いの水際空間とのつながりに配慮した緑化推進重点地区計画を市民 や事業者との協働により策定します。

事 業 名	所管局	11日 11年	目標				
	別官向	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
○浜川崎駅周辺地域緑化推進重点地区計画の策定 *	建設緑	_	_	_	_	策定の実施	

③ 「かわさき臨海のもりづくり」の促進

事業所と連携した「かわさき臨海のもりづくり」の推進

臨海部に立地する事業所と行政が協働・連携し、地域の環境改善と景観の向上を図るため、「かわさき臨海のもりづくり」を推進します。

事 業 名	所管局	現状				
尹 未 乜	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●臨海部緑の環境整備事業 * 臨海部の魅力づくりや環境改善、景観向上に向け、臨海部の公園・緑地及び街路樹等の再生と、事業所による効果的な緑化の誘導を促進します。	建設緑政局	・「臨海大師 もり」では、 ・「は、日本 は、日本 は、日本 は、日本 は、日本 は、日本 は、日本 は、日本	・緑化推進計画 (地区別)の策定 に向けたモデル 事業の実施 ・緑化推進計画 (地区別)の策定	・緑化推進計画に 基づく臨海部の 公園緑地施設等の 緑の環境整備実 施 ・効果的な 等の 誘・ ・ が 表と ・ 数果の で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	-	事業推進

○ 事業所と連携した地区別緑化計画の策定による効果的な緑化地誘導

「かわさき臨海のもりづくり」の共同アピールを具体化させるために、臨海部にふさわしい地域づくりの形成を目指して、市民・事業所との協働により、それぞれの地区の特性に配慮した「緑化推進計画(地区別)」を策定します。また、工場立地法による工業集合地特例を活用した緑化手法を検討の一つに加えるとともに、街路樹等の緑のインフラの整備の方向性を示し、事業者と行政の連携による臨海部の環境改善を目指すものとして活用します。

事業名	所管局	現状		目	標	
尹 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●臨海部緑の環境整備事業 * 臨海部の魅力づくりや環境改善、景観向上に向け、臨海部の公園・緑地及び街路樹等の再生と、事業所による効果的な緑化の誘導を促進します。	建設緑政局	・「臨海大学」 ・「臨海大学」 ・「原本をは、 ・「東本のでは、 ・「東本のでは、 ・「東本のでは、 ・「東本のでは、 ・「東本のでは、 ・「東本のでは、 ・「東本のでは、 ・「大きないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないでは、 ・「たっないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	・緑化推進計画 (地区別)の策定 に向けた実施 ・緑化推進計画 (地区別)の策定	・緑化推進計画に 基づく臨海部 協会の環境を 付いる 場の環境整備実施 効果的な誘導及 が支援		事業推進

③ 臨海部における緑のストックの活用

○ 臨海部緑道緑地等の環境整備

産業道路に接する緑道、緑地、公園等の環境整備を進め、臨海部のイメージアップに努めます。

事業名	== #= =	現状	目標			
尹 未 石	所管局		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇臨海部緑道緑地等の環境整備 * かわさき臨海のもりづくりを牽引する緑道等の環境整備を図ります。	建設緑	緑地等の環境整備の実施	継続実施			•

○ 臨海部の街路樹の再編

緑の景観軸を支えるインフラ整備の一環として街路樹の再編に取り組みます。

事業名	所管局	現状	目標			
事業名	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇臨海部の街路樹の再編 * かわさき臨海のもりづくりを牽引する街路 樹等の再編を図ります。	建設緑	街路樹等の再編 の実施	継続実施 -			-

〇 開かれた臨海部を目指した産業ストックの活用

臨海部における緑と水のネットワークの形成にあたっては、臨海部に残された近代化遺産や産業 文化財などの社会的資源を活用しながら、回遊性のある市民に開かれた臨海部づくりに努めます。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 未 石	別官向	5元 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●市民緑化運動の推進(再掲) * 「緑のミリオン・ムーブメント」をスローガンに、「市民 100 万本植樹運動」による様々な緑化施策を推進していきます。	建設緑政局	・市民緑化運動と して「市」 万本植材 1 日本植樹 1 民 3 日本植樹 1 民 5 年 5 年 5 年 5 日本 5 年 5 日本 5 年 5 日本 5 日本	・市民・ポート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			- 事業推進 2024 年度までに 100 万本植樹を達 成
○観光資源の創出・育成 産業観光施設として公開している企業の敷 地内における緑の推進を紹介していきま す。	建設緑 政局	臨海部企業の緑 化の紹介	継続実施			•

③ 港湾緑地の整備推進

〇 港湾緑地の整備推進

東扇島東公園は、基幹的広域防災拠点に位置づけられており、一般利用のほか、防災訓練会場、音楽・スポーツなどのイベント会場として多岐にわたり利用されております。今後も継続して適切に維持管理を行うとともに、緑地を用いたイベントを開催するなど、市民に親しまれる港湾環境の形成を図ります。

事 業 名	所管局	現状	目標			
争 未 石	別官向	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●港湾振興事業 みなと祭りなど各種のイベントを実施し、 川崎港の振興を進めます。	港湾局	・みなと祭りなと祭りなまりない。 かさまりなまきを流いる。 なった、人々のようの場づく の場づく が進れたレン推 がは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	・市民に親しまれるイベントの開催(開催60周年川崎みなと祭り、ビーチパレー大会など)	市民に親しまれるイベントの保証のでは、川崎みなと祭り、川崎港見学会、ビーチバレー大会など)	•	事業推進

〇 港湾緑地の活性化

東扇島東公園の開園に伴い、市民が港を訪れる機会が増えていることから、港湾で働く人たちの 憩いの場としての機能を維持しながら、臨海部と市民をつなげる緑の拠点として、利用者がより安 全に安心して利用できるよう、港湾緑地の適切な維持管理に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●港湾緑地維持整備事業 港湾緑地の適正な維持管理を行い、良好な 港湾環境の形成を図るとともに、港湾緑地 の防災機能の維持を図ります。	港湾局	・港湾緑地の適切 な維持管理 ・東扇島東公園の 開園 (2008 年度)	・港湾緑地の適切 な維持管理		•	事業推進

③ 新たな緑地の創出

○ 浮島1期地区における緑地の創出

浮島1期地区においては、新たな緑地の創出に努めます。

東 光 力	」 所管局 現 状	4L BT		目	標	
事業名	所官向	玩 扒	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●浮島地区土地利用推進事業 暫定土地利用基本方針に基づき、暫定利用 を継続するとともに、市街化区域編入に向 けた取組を進めます。	総合企画局	・暫定利用の継続 ・土地利用の方向 性の検討	・暫定利用の継続 ・土地利用計画の 検討 ・土地利用基本方 針の見直し	・土地利用計画の 策定	・市街化区域編入に向けた検討	- 事業推進 ・市街化区域編入 ・本格的土地利用 の推進
●港湾計画策定事業 臨港地区内における土地利用や港湾施設の 整備方針の策定など、次期港湾計画の策定 に向けた取組を推進します。	港湾局	次期港湾計画策定に向けた取組の推進	次期港湾計画策定に向けた取組の推進	「京浜港の総合 的な計画」など関 連計画を踏まえ 港湾計画改訂に 向けた検討	川崎港港湾計画 の改訂案の作成	川崎港港湾計画 の改訂
●浮島1期地区土地利用計画策定事業 土地利用計画を策定し、高機能物流拠点の 形成をめざします。	港湾局	・浮島1期地区を 取り巻く状況調 査	・土地利用計画の 検討	・土地利用計画の 策定	・港湾計画への反 映等の調整	事業推進 ・港湾計画への位 置づけ

【緑の普及・啓発に関する施策】

⑩ 環境学習の推進

○ 体験型環境学習の場の確保

市民の体験型環境学習の機会が得られるよう、特色のある公園緑地の整備やその管理運営の充実に努めます。

事 業 名	所管局	現状		目				
· · · · ·	別目内		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降		
●生物多様性推進事業 (再掲) 本市の特徴を踏まえ、生物多様性の保全に向けた取組を進めます。また、川崎市の生物多様性の状況を知るために、生物の生息に関する情報を収集するとともに、普及啓発として、身近な自然の変化を感じられるように、わかりやすい生き物を対象とした生き物調査等を実施します。	環境局	・生物多様性関連 調査の実施 ・CDP10を契機 とした市民たの を発のフォーラムの 実施	・「(仮称)川崎生き物プラン」の検討・「(仮称)川崎生き物マップ」の検討・生物多様性に係・る施施	● ・「(仮称) 川崎生き物マップ」に係るシステムの試行	・「(仮称)川崎生き物プラン」の策定・「(仮称)川崎生き物マップ」の運用	事業推進		
〇多摩川学習推進事業(再掲) *		・環境学習発表会	• 環境学習発表会 ·		•	事業推進		
多摩川水系における環境教育のためのテキストを作成し、市内小・中学校での環境教育・学習のさらなる推進を目指します。	建設緑政局	の開催 ・環境学習活用調 査結果の検討	の開催 ・市民による小中 - 学生に対する環 境学習の推進 ・環境学習活用資 - 料の作成・配布		-			
動物公園維持管理事業 *		・市民サービスを	・市民サービスを		-	事業推進		
適切な飼育管理を行うとともに、動物とのふれあいによる環境教育等の場として、地域住民と連携した取組を進めます。	建設緑政局	優ペポスしの・委師しため、・委師したの、「等ない」を表している。 場連 を表している。 場連 を表している。 は、一切の・できるいる。 は、一切の・できるいる。 は、一切の・できるいる。 は、これの・できる。 は、これのいる。 は、これのい。 は、これのいる。 は、これのい。 は、これの	優ペースしの・委師と をベーコと提学員育を が、ボスしの・委師は、 での、できい、場連を活話・ での、できい、場連を活話・ での、できい、場連を活動を での、できい、場連を活動を での、できい、場連を活動を での、できい、の、できい、 での、できい、の、できい、 での、できい、できい、 での、できい、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる。 でいる、 でいる、 でいる。 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。 でいる、 でいる。					
●都市緑化植物園の管理・運営(再掲) * 都市緑化植物園として市民に憩いの場を提供するとともに、緑化手法や植物の手入れ方法などについて普及・啓発を行います。	建設緑	・ 都談・ 指して ない はい	・都談・指して、 ・相談・指導・主体及び・ ・樹苗が、東本及び・ ・一種が、 ・一、 ・一種が、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一		•	事業推進		
●里地・里山ミュージアム事業(再掲) * 本市北部の市街化調整区域内における樹林地を、農業振興施策と連携して保全します。	建設緑政局	・海全向と・上ッ存連の・息の連拠道地け整黒のト遊携連「・手事点特別と、上ッ存連の・息を引くの、実事・野の、大いの境を開いまり、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの、大いの保証があり、大いの、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、またが、大いの保証があり、大いの保証があり、大いの保証があり、大いのでは、大いいのでは、大いのでは、たいのでは、大いのでは、大いのではない。これが、大いのでは、大いのでは、大いのでは、たいのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、大いのでは、たいのでは、大いのでは、たいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・樹林・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・一番・			事業推進		
〇特別緑地保全地区の都市林としての整備推進 (再掲) *		都市林への告示	都市林への告示					
特別緑地保全地区については、市民との協働により保全計画を作成し、市民への開放が可能となった時点で、都市林としての緑地の保全整備を図ります。	建設緑							

〇 学校等における環境学習への支援

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定や、本市における「環境教育・学習基本方針」の趣旨を受け、次世代を継ぐ子供たちを緑の保全・再生・創出の担い手として期待し、様々な機会を通じて学校等における環境学習の支援を行います。

事 業 名	記答旦	管局 現 状	目標			
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○学校等における環境学習への支援 人間と環境との関りについて理解と認 識を深めるための学校における環境教 育の教材として環境副読本を作成・配 布します。	環境局	環境副読本(小学 4~6年生用・中 学生用)の作成・ 配布	環境副読本(小学 - 4~6年生用・中 学生用)の作成・ 配布		•	事業推進

④ 普及啓発活動の推進

○ 緑に関するイベントの充実等

緑に関するイベントについては、行政主導のみではなく、市民や企業などによる開催も数多く見られるようになったことから、市民、事業者、NPOなどとの連携を図り、都市緑化月間(10月1日から10月31日)や地域の行事等に合わせながら、様々な緑のイベントの実施や参画、支援に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
争 未 石		現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑に関するイベントの充実 * 全国都市緑化フェアへの参画や 100 万本植樹、動物園まつり、多摩川での各種イベント等の実施を推進します。また、市民、NPO、事業者等の主催による緑等に関するイベントについても緑の基本計画の趣旨に沿ったものであれば、その支援に努めます。	建設緑政局	緑のイベントの 支援等の実施	継続実施			-

○ 事業所における地域環境活動への参画機会の確保

事業所の地域環境の向上にむけた活動や環境負荷軽減に向けた取組を更に向上させていくため、 みどりの事業所推進協議会への加盟促進をはじめ、事業所緑化の促進、臨海部における緑を介した 環境向上への参画など、緑の基本計画が目指す将来像を達成させるために様々な機会を通じて協 働、連携していきます。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●市民緑化運動の推進 * 「緑のミリオン・ムーブメント」をスローガンに、市民 100 万本植樹運動による様々な緑化施策を推進していきます。	建設緑政局	・市民緑化 国動と 下市民緑化民 19 万本植樹 1 東東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 年 年 年 年	・市政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		-	事業推進 2024 年度までに 100 万本植樹を達 成
●事業所緑化推進事業 (再掲) * 創出された事業所等の緑化地の喪失を防ぐため、みどりの事業所推進協議会と連携を図りながら、緑化を促進します。	建設緑政局	・川業会の ・植芸の ・植芸の ・植芸の ・植芸の ・植芸の ・植芸の ・植芸の ・植芸	・川紫のは ・川紫のでは ・川紫のでは ・一川紫の ・一川紫のでは ・一川紫の ・一川紫ので ・一川紫ので ・一川紫ので ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一に ・一一		•	事業推進

〇 (財)川崎市公園緑地協会の充実

本格的な少子高齢社会における多様な市民ニーズを的確に反映できる機関として、職員の育成や業務内容の充実にむけた取組を進めます。また、公益法人制度改革に合わせた検討を行います。

事業名	所管局	現状	目標			
尹 未 石			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○業務内容等の充実や公益法人移行に向けた検討 * 公園緑地協会の充実に向けた職員の育成や 事業内容の充実に取組むとともに、公益法 人への移行に向けた検討を行います。	建設緑政局	・公益法人改革に 伴う事業内容の 検討 ・都市緑地に基づ く緑地管理機構 の検討	・公益法人改革に 伴う事業内容の 検討 ・都市緑地に基づ く緑地管理機構 の検討	•	川崎市公園緑地 協会の公益法人 化	事業推進

② 市民による緑化活動の推進

○ 140万市民による植樹運動の推進

2005 (平成 17) 年度から開始した、市民、事業者、NPO、大学等の研究機関、行政の協働による植樹運動である「市民による 10 万本植樹」運動を更に拡大させながら、市民一人ひとりが緑を増やす植樹運動として、地球環境に配慮したまちづくりを推進します。

事業名	所管局	現状		目	標	
争 未 石	別官向	1日月 坑 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●市民緑化運動の推進 * 「緑のミリオン・ムーブメント」をスローガンに、市民 100 万本植樹運動による様々な緑化施策を推進していきます。	建設緑政局	・ R	・ 行いのは、 ・			事業推進 2024 年度までに 100 万本植樹を達 成 事業推進

④ 緑の地域リーダーの参画機会の充実

〇 人材育成と活用の推進

里山ボランティア育成講座、花と緑のまちづくり講座、かわさきガーデナー認定試験、地域環境 リーダー育成講座、かわさき緑レンジャー等により育成され、緑の地域リーダーとなりうる方々が、 地域ぐるみの緑化運動や緑の保全活動等の推進役として参画する機会の確保を進めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇人材育成と活用の推進 * 地域ぐるみの緑化活動や緑の保全活動の推進役として、各種講座終了者やかわさきガーデナー等の参画機会等を確保します。	建設緑政局	各種講座終了者、 かわさきガーデナーの参画機会 の検討と参画機会 会の提供	事業推進			事業推進

4 緑の情報発信の推進

〇 緑のリーフレット等の充実

緑の普及、啓発を進めるために、市民にわかりやすく、見て楽しく、市民ニーズに応えられる内容となるリーフレットやパンフレット等の充実に努めます。また、インターネットによる情報発信も充実します。

事 業 名	所管局	現状		I	標	
尹 未 石	別官向	5九 八	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇緑のリーフレット等の充実 *		各種冊子やパン	各種冊子の充実			事業推進
緑の普及啓発を高めるために、市民にわかりやすく、見て楽しく、市民ニーズに応えられる内容となるリーフレットやパンフレット等の作成に努めます。	建設緑政局	フレット、リーフ レット等の作 成・配布				
○緑の情報発信 *		・広報誌、情報誌	・広報誌、情報誌 -			事業推進
緑広報誌、情報誌を発行し、情報発信を行		の内容の見直し ・ホームページの	の充実 ・ホームページの -		4	
い、また、ホームページの充実に努めます。	建設緑	新規作成内容の	新規立ち上げ準			
	政局	検討	備			

○ 研究開発等のPRとその活用の促進

日々、緑化技術は進展している中で、本市に事業所を持つ企業でも緑に関する様々な技術革新に むけた研究が取り組まれています。こうしたことから、様々な機会を通じて、緑に関連した共同研 究やその技術開発の支援に努めます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
争 未 石	別官向	現 仏	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇研究開発等のPRとその活用の促進 * 地球温暖化対策をはじめとした環境対策の 一環としても緑化技術が注目されています。こうしたことから、様々な機会を通じて、緑に関連した共同研究やその技術開発 支援に努めます。	建設緑政局	緑等の環境技術 に関連した共同 研究の実施	継続実施 -		•	事業推進

⑤ 緑の取組に対する表彰等の充実

〇 各種顕彰制度の充実

市民や事業者等による緑の活動等を高く評価し、顕彰する機会の充実に努めます。

事業名	配件目	管局 現 状	目標			
争 未 右	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○各種顕彰制度の充実 * わがまち花と緑のコンクールなど顕彰制度 の充実を検討します。	建設緑政局	・市民主体の「わがまち花と縁のコンクール選当 委員会を景観のものを個人、団体別で表彰 (21 年度応募数 163件)	・「わがまち花と」 緑のコンカール」 による表彰 ・市・協会におけっ る協力 ボ表彰 ・イアの検 討・実施			事業推進

○ 企業の環境配慮意識の向上

国連グローバル・コンパクトの推進をはじめ、川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)の推進をはじめ、財団法人都市緑化基金による社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)など関係制度の普及・促進により、企業の環境配慮意識の高揚に努めます。

事業名	所管局 現 状	目標				
争 未 石	別官向	- 九 - 九	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇川崎版緑化施設評価制度の検討 * 事業所の環境配慮意識向上に向け、事業所 が施設建設の際に、緑化指針に基づいて新 たな緑を創出した場合の新たな評価制度を 検討します。	建設緑政局	評価制度の検討の実施	制度の検討・		•	事業推進
○財) 都市緑化基金による社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)の普及 * 地球環境に配慮した事業者の環境配慮を促進します。	建設緑政局	制度の普及促進	制度の普及促進		•	事業推進
●建築物環境配慮推進事業 建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎)を運用 し、地球環境にやさしい建築物の普及促進 を図ります。	環境局	制度の普及促進	制度の普及促進		•	事業推進

⑥ 緑の交流の場づくり

○ 市民活動の交流拠点の確保

既存施設を有効活用しながら市民交流イベント、環境学習、情報提供等の充実に努めます。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●都市緑化植物園の管理・運営 * 都市緑化植物園として市民に憩いの場を提供するとともに、緑化手法や植物の手入れ方法などについ普及・啓発を行います。	建設緑政局	・都談・指している。 相談・指導 草花及び びび 報話 構本 配 単本 花及 ひび 軽 重 在 表 配 を で は な で で は た に で に ま で は た の で は た の で は い か に か で で は い の で で は い の で で は い の で で は い の で で は い で で は い で で は い で で は い で で は い で で は い で で は い で い か に か で は い で い か に か で は い で は い で い か に か で は い で は い で は い で は い で は い で は い い が い か に い い い い	・ 都談・ 指している はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます		•	事業推進

〇 環境総合研究所の設立

環境施策を計画的・科学的に推進するため、優れた環境技術を有する事業者等と連携しながら研究活動を進める環境総合研究所の設立に取り組みます。

事 業 名	元佐日	現状		目	標	
争 未 石	所管局	現 认	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●環境総合研究所整備事業 殿町3丁目に環境総合研究所を整備し、低炭素まちづくりなど都市と産業の共生に向けた研究、環境技術による国際貢献の推進、環境技術情報の収集・発信、環境改善と環境汚染の未然防止のための監視・調査・研究、環境教育・学習に取り組みます。	環境局	・ン営 携を収 携術推・の でいた と でいました でいます では でいます できます いっぱい かいまい はいまい はい かい	・ン 携を収 携術推・整領なのでは、 一般を収 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない 大きない	・の①く産け②環国③の④境止視⑤連育・よ究環開低り業た川境際環収環汚の・多携・産る開境設炭なの研崎技真境集境染た調様し学学環境総・素ど共究の術献技と改のめ査なた習公長技権の営ち市に、れよ推情信と然監研体境実連術進い、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	・環境総合研究所 の運営	事業推進

〇 緑のフォーラムの開催

公園緑地協会の緑のボランティアセンター機能を充実させる取組の一環として、緑のフォーラムの定期的な開催を進めます。

また、市民主導型のフォーラムへの支援に努めます。

事業名	所管局	章局 現 状 -	目標			
尹 未 石	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇かわさき花と緑の活動団体交流会を開催 * かわさき花と緑の活動団体交流会を開催し、緑のボランティア等の情報交換、レベルアップを図ります。	建設緑政局	・市民にの金属 では、 ・市民にの金属 では、 ・市員会員会には本への ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般では、 ・一般が加 者 500 名)	・市民で構成する 実行委員会で企 画、実施			事業推進

④ 緑のストックのPRと活用の促進

○ 観光資源としての緑のストックの活用

四季の彩を織りなす生田緑地、里地・里山の景観を形成している黒川地区の特別緑地保全地区、母なる川である多摩川、臨海部における港湾緑地や運河による港の風景などは川崎市のイメージアップと観光資源として重要な自然的環境資源です。こうした緑のストックについては、シティセールス、観光資源の観点から積極的な活用を行います。

事 業 名	所管局	現状	目標			
尹 未 石	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○観光資源としての緑のストックの活用 *		緑のストックの	緑のストックの			事業推進
シティセールス、観光資源の観点から緑の ストックの有効活用を進めます。	建設緑政局	活用	活用			

⑱ 緑の調査研究

〇 定期的な自然的環境資源の調査の実施

緑の現況調査として、緑の実施計画の見直しや都市計画基礎調査の時期を勘案し、概ね3~5年 ごとに「自然的環境の分布」の更新を行い公表していきます。

事業名	所管局	現状	目標			
争 未 右	別官向		2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇定期的な自然的環境の調査の実施 * 自然的環境の分布を定期的に調査します。	建設緑政局	調査の実施	自然的環境の分 布の更新	_	_	_

○ 緑の保全及び緑化の推進に関する施策の調査・研究・企画立案

緑の基本計画を推進させるために様々な施策の調査・研究や市民ニーズに応えるための企画立案 に取り組みます。

事 業 名	所管局	現状	目標			
	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○緑の保全及び緑化の推進に関する施策の調査・研究・企画立案 * 緑の基本計画を推進させるために様々な施策の調査・研究や市民ニーズに応えるための企画立案に取り組みます。	建設緑政局	・他都市の緑化推 進施策の情報収 集 ・他都市の緑地等 の保全施策の情 報収集	・他都市の緑化推 進施策の情報収 集 ・他都市の緑地等 の保全施策の情 報収集	事業実施		事業推進

○ 市民協働による動植物分布調査の実施

大学等教育機関や市民活動団体などの協力を得ながら、動植物の環境指針(キーストーンなど) の設定を検討し、市民協働による動植物調査の実施を行い、身近な自然環境への関心を高めます。

事業名	所管局 現 状	現状				
争 未 位	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
●生物多様性推進事業 本市の特徴を踏まえ、生物多様性の保全に向けた取組を進めます。また、川崎市の生息物多様性の状況を知るために、生物の生息に関する情報を収集するとともに、普及啓発として、身近な自然の変化を感じられるように、わかりやすい生き物を対象とした生き物調査等を実施します。	環境局	・生物多様性関連 調査の実施 ・COP 1 0 を契機 とした市民のため のフォーラムの 実施	・「(仮称)川崎生き物プン」の検討・「(仮称)川崎生き物マップ」の検討・「生物多様性に係る普及啓発の実施	・「(仮称) 川崎生き物マップ」に係るシステムの試行	・「(仮称) 川崎生 き物プラン」の策 定 ・「(仮称) 川崎生 き物マップ」の運 用	事業推進

〇 (仮称)動植物生息地保全指針の策定

動植物の生息地に関する現況調査を踏まえて、緑地保全施策や自然的環境の保全配慮などの関係施策に活用できる「(仮称)動植物の生息地保全指針」を策定します。

事業名	所管局 現 状	所管局 現 状		目	標	
尹 未 乜	別官向	玩 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○ (仮称) 動植物生息地保全指針の策定 * 動植物の生息地を保全するため、「(仮称) 川崎市動植物の生息地保全指針」を策定します。	建設緑政局	(仮称)動植物生 息地保全指針策 定の検討	・「動生物で ・「動性の生 ・「動性の生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			事業推進

49 緑のリサイクルの推進

○ 大規模公園における緑のゼロエミッションへの取組

緑のゼロエミッションへの取組の推進として、生田緑地をはじめとした大規模公園において、管理による発生材の有効活用等の取組を推進します。

事 業 名	所管局 現 状	目 標				
尹 未 石	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○大規模公園における植物発生材の有効活用の推進 * 生田緑地をはじめとした大規模公園においては、管理や整備により発生した落ち葉や剪定枝等を堆肥や生物の生息空間づくりなどに有効活用し、園内処理の推進を行います。	建設緑政局	大規模公園における植物発生材の有効活用の推進	継続実施			. 事業推進

○ 公園緑地整備等における資源活用の推進

環境整備の先駆的な役割を担う公園緑地等の整備において、国産材の活用、リサイクル資材の活用等、様々な循環型整備を実践します。

市 柴 夕	所管局	現状	目標			
事業名			2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇公園緑地整備等における資源活用の推進 *		継続実施	継続実施 .		-	事業推進
建設リサイクル法等の制度に沿って資材の 活用等を図ります。	建設緑					

○ 緑のリサイクルに向けた関連企業との研究

公園緑地や街路樹の管理により発生した植物発生材を活用し、チップや堆肥などの再生品を生み 出す新たな緑のリサイクルの可能性を関連企業との連携により研究を進めます。

吉 · 安 · 力	所管局	ᄪ	目標			
事業名	川島(向	現状	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
○緑のリサイクルに向けた関連企業との研究調査・研究・企画立案 * 公園緑地や街路樹の管理により発生した植物発生材を活用し、チップや堆肥などの再生品を生み出す新たな緑のリサイクルの可能性を関連企業との連携により研究を進めます。	建設緑政局	企業との連携に よる研究の実施	継続実施 .		•	事業推進

○ 市民活動による緑のリサイクルの推進

公園管理運営協議会等の活動の際、地域における小さな循環として、管理活動で発生する資材の 有効活用を促進します。

事 業 名	所管局 現 状	現状	TB 1/4		目標		
争 未 右	別官向	現 1人	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降	
〇市民活動による緑のリサイクルの推進 * 公園管理運営協議会等の活動に、地域における小さな循環として、管理等による発生材の有効活用を促進します。	建設緑政局	公園緑地におけ る管理活動での 資源の有効活用	管理等による発 生材の有効活用 を促進するなど、 普及啓発		•	事業推進	

【緑の景観形成に関する施策】

⑩ 景観計画と連携した緑の施策推進

〇 景観計画と連携した緑の施策推進

「川崎市景観計画」との連携を図りながら、その内容を尊重した緑の保全や緑化の推進による緑の景観形成を進めます。

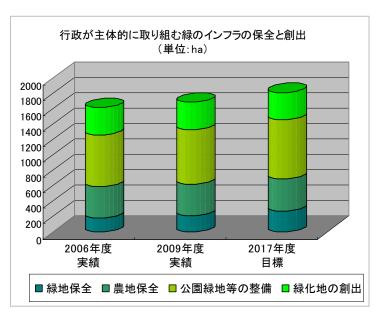
事業名	所管局 現 状		目	標		
争 未 石	川 官 向	現	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度以降
〇景観計画と連携した施策推進 * 景観計画の趣旨にそった緑の保全と緑化の 推進を図ります。	庁 内 関 係局	景観計画に配慮 した緑のまちづ くりの実施	継続実施		•	事業推進
●都市景観形成推進事業 景観計画に基づき、市民・事業者・市との 協働により個性と魅力ある景観づくりを進 めます。	まちづ くり局	・都本地に ・都な観の景進フなを ・本の ・本の ・本の ・本の ・本の ・・本の ・・本の ・・本の ・・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・一 ・	・ 都な観の景とでは、地なの開発を発生して、 一景性を できない はいて にない はい できない から できない から できない から できない から できない から 関策発 から は から 関策発 から は れ から 関策発 な れ の に から の に から に から に から に から に から に から		•	事業推進
●多摩川景観形成推進事業 多摩川景観形成ガイドラインを活用し、多 摩川や周辺の環境と調和した魅力的なまち づくりを推進します。	まちづ くり局	多摩川景観形成 ガイドラインを 活用した景観づ くりの誘導等	多摩川景観形成 ガイドラインを 活用した景観づ くりの誘導等		-	事業推進

第2章 緑の施策目標

緑の基本計画に掲げられた緑の施策目標について、中間実績は次のとおりです。引き続き、目標達成に向けて、取組を推進します。

2-1 行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出は、緑の基本計画の目標である1,815haの確保を目標とします。



緑のインフラの保全と 創出に関する施策	緑の基本計画策定時の 実績(2006 年度)	中間の実績 (2009年度)	緑の基本計画の目標 (2017年度)
緑地保全	182ha	211ha	272ha
農地保全	413ha	407ha	416ha
公園緑地等の整備	671ha	716ha	769ha
緑化地の創出	354ha	356ha	358ha
合計	1,620ha	1,690ha	1,815ha

2-2 市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化の推進

市民・事業者が主体的に取り組む地域緑化では、緑化に関する各種の地域指定・地区認定等 を促進することによって、地域における緑化を拡大していきます。

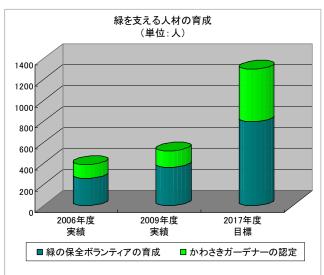
地域緑化を促進する取 組	緑の基本計画策定時の 実績(2006 年度)	中間の実績 (2009 年度)	緑の基本計画の目標 (2017 年度)
緑化推進重点地区の 設定	3地区	4地区	9地区
緑化地域の指定	O地区	検討	指定による緑化指導
地域緑化推進地区の 認定	1地区	認定の促進	認定の促進
緑地協定の締結	1地区	制度の普及と促進	制度の普及と促進
事業所との緑化協定の 締結	74事業所	締結促進	締結促進
臨海部地区別緑化計画 の策定	なし	(仮称)かわさき臨海の森共同宣言と事業所と連携した計画策定の推進	共同宣言と地区別緑 化計画に基づく臨海 部の緑の再生
緑化関係制度による 助言指導	助言指導	継続	継続
緑化助成制度	制度の普及	継続	継続

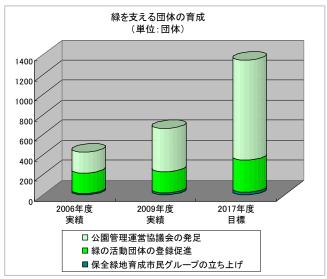
2-3 水辺地空間の維持

水辺地空間は本市の特徴ある緑であり、緑と水のネットワークの形成上欠かせないものであることから、755 ha を有する河川等と1, 222 ha に及ぶ運河を合わせた1, 977 ha の水辺地空間について生物の生育空間、ヒートアイランド現象の緩和等による都市気象の改善、景観形成などへの効果を期待し、その維持・活用に努めます。

2-4 緑を支える人材の育成

緑を支える人材の育成は、緑の基本計画に掲げた目標に向けて、市民による活動団体に対する支援を促進します。





緑を支える人材の育成の主な 取組	緑の基本計画策定時の 実績(2006 年度)	中間の実績 (2009 年度)	緑の基本計画の目標 (2017年度)
緑の保全ボランティアの育成	261人	362人	人008
かわさきガーデナーの認定 ※	132人	160人	500人
保全緑地育成市民グループの 立ち上げ	1 1 団体	17団体	27団体
緑の活動団体の登録促進	207団体	214団体	320団体
公園管理運営協議会の発足	210団体	435団体	1,000団体

[※]かわさきガーデナー認定事業は 2010 年度に終了し、今後はかわさきガーデナーに認定した 市民の知識と技能の活用を図ります。

第3章 地球環境への貢献

緑の保全や緑化の推進は、地球温暖化対策や、都市におけるヒートアイランド対策などの観点からも期待されています。

2010年(平成22年)に策定された「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本施策および基本的方向を示したもので、12の基本施策の一つとして、「緑の保全及び緑化の推進」、「ヒートアイランド対策の推進」が挙げられ、以下のとおり基本的方向や取組の方向性が示されています。

本実施計画においても、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」と整合を図りながら、緑の保全や緑化の推進に取り組みます。

○緑の保全及び緑化の推進

■ 基本的方向

目標: 2017 年度までに、行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出により、 1.815ha の緑の確保を目指します。

- 樹林地等における緑の保全と育成を進めます。
- 公共空間や都市拠点における緑化を進めるとともに、民有地の緑化を促します。

■ 取組の方向性

1. 緑の保全と育成

緑は、二酸化炭素の吸収源としての役割とともに、都市内のクールスポットが確保でき、都市気温の上昇によるヒートアイランド現象の緩和にも貢献します。

こうしたことから、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」や「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「緑の保全地域」の指定、「川崎市緑地保全事業要綱」に基づく「緑地保全協定」の締結など、さまざまな制度を活用して、緑地の保全と育成を進めていきます。あわせて、農地についても、生産緑地地区の指定等により持続的に保全されるような施策に取り組んでいきます。

2. 緑化の推進

コンクリート壁面やアスファルトで覆われた市街地では、人工被覆面を改善することにより、ヒートアイランド現象の緩和に貢献します。

こうしたことから、緑化推進重点地区における公園緑地や街路樹の整備をはじめ、 公共施設などにおける緑化を推進していきます。

併せて、事業者、市民等の多様な主体との協働による緑の保全・創出・育成の取組 を広げていきます。

3. 公園緑地の整備

都市における緑のオープンスペースの中核をなすものであることから生活空間における身近な公園の確保、地域特性を活かした公園緑地等の整備など公園緑地の整備を計画的に進めていきます。

具体的には、宅地開発や市街地における集合住宅の建設など一定規模以上の宅地開発等を行う場合に、「都市計画法」や「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき設置される公園・緑地等の指導を行うとともに、大規模公園緑地の整備など、公園の整備を進めます。

4. 水辺空間の利用

水は、都市のうるおいやヒートアイランド現象の緩和など、様々な機能を有していることから、健全な水循環の保全・回復を進めていきます。

具体的には、自然の水辺が本来持つさまざまな環境保全機能を回復させ、「多自然川づくり」による水辺環境の保全、整備を進めます。

〇ヒートアイランド対策の推進

■ 基本的方向

● ヒートアイランド現象を緩和し、市民の快適な生活の確保を目指します。

■ 取組の方向性

1. 緑と水の確保

都市内に水面や緑が不足すると、都市からの放熱は顕熱の割合が大きくなり、気温を上昇させる原因となることから、蒸発散による気温緩和効果や、植樹による日射の 遮へい効果が期待できる水面や緑地の確保を進め、都市の中のクールスポットを増加 させていきます。あわせて、連続的な緑地の形成等により、涼しいエリアを拡大して いきます。

具体的には、緑の保全及び緑化の推進、都市河川や水路の整備・維持、緑と水のネットワークづくり、風通しのよいまちづくりなどを推進していきます。

2. 地表面被覆の改善

コンクリートやアスファルトで覆われた市街地では、これらの人工被覆からの滞留 顕熱により空気が暖められ、ヒートアイランド現象が進行することから、人工的な被 覆を改善することで、顕熱の緩和を進めていきます。

具体的には、透水性舗装・保水性舗装や屋上・壁面緑化、街路樹の緑化、打ち水の 実施などの取組を推進していきます。

第4章 進行管理

緑の基本計画の着実な進行を図るために、第3期実行計画と整合を図りつつ、緑の条例第9条に基づき施策の推進状況を明らかにします。

なお、この実施計画の策定を「PLAN」として位置づけ、次の「PDCALP」サイクルの 取組により、本計画の推進を図るものとします。

●施策の実行(DO)

・実施計画に基づき、具体施策(事業)の推進を行います。

●進行管理・評価(CHECK)

- ・実施計画の進行状況(緑の施策目標含む)は、毎年度、環境審議会に報告します。
- ・緑の基本計画に関連する庁内関係局からなる「川崎市緑の基本計画庁内推進会議」により、 実施計画に掲げられた事業等の進行状況や情報の共有化等を図ります。
- ・実施計画の計画期間である 3 ヶ年ごとに取組の総括を行い、環境審議会に報告し、評価と助言を受けます。

●改善(ACTION)

- ・環境審議会からの評価と助言の内容を次期実施計画の策定の参考にします。
- ・3ヶ年の総括で132の主な取組に変更等が余儀なくされた場合は、次期実施計画の策定の中で、それについての施策展開の方向性や具体の施策等を示します。
- ・次期実施計画は、新たに策定される新総合計画との整合を図ります。

●学習(LEARN)

- ・環境審議会での助言等や環境基本計画、新総合計画に寄せられる市民意見は実施計画の進行 にあたり、大切な評価として参考にします。
- ・3 ヶ年ごとの実施計画策定の機会を活用し、広く市民意識等の把握に努め、次期実施計画の 策定の参考とします。

●公表(PUBLICATION)

- ・実施計画の進行や環境審議会での報告内容は、市ホームページ、環境情報等の広報媒体により公表します。
- ・環境基本計画年次報告書に「緑の施策目標」に対する進行状況を示します。

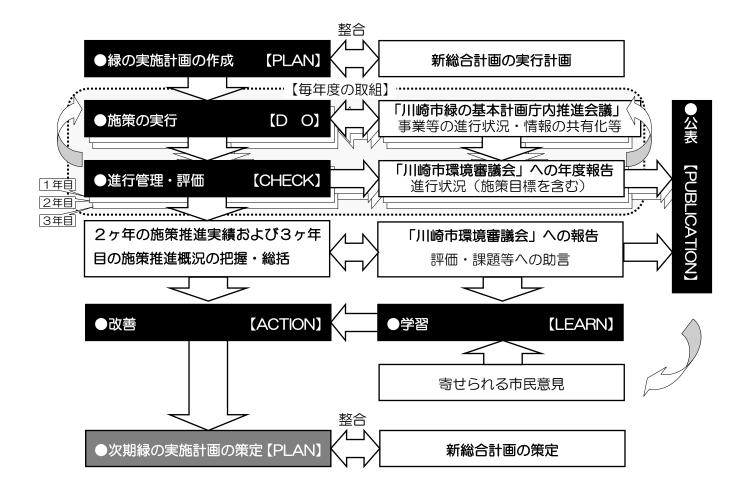


図 PDCALPの相関関係

※上記サイクルを1サイクルとし、3年ごとに実施計画の策定を行います。

第2期 川崎市緑の実施計画

2011 (平成23) 年3月

発 行 川崎市

編 集 建設緑政局計画部企画課(緑政企画担当)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044 (200) 2399